

第2章 区部下水道

第2章 区部下水道

2-1 沿革

1 下水道事業のはじまり

東京における近代下水道は、明治10年から明治23年に断続的に続いたコレラの流行に端を発する政府の「水道溝渠等改良の儀」を受けて、明治17年に建設された「神田下水」にはじまる。しかし、この事業は3年目に国庫補助が不許可となり、レンガ造りの暗きょを約4km敷設したところで中止された。その後、近代産業の急速な発展と東京市への人口集中による都市環境が悪化する中、明治33年に「下水道法」が制定された。また、東京市区改正委員会の調査結果に基づき下水道の総合的計画による設計が「東京市下水道設計」として明治41年3月に閣議決定され、同年4月市告示第21号で告示された。これは、現在の下水道計画の基礎となるものである。

この下水道計画は、計画人口300万人、計画排水面積5,670ha（現在の芝浦、三河島、砂町の3処理区）、管きょ延長825,842mを敷設するものであった。

2 下水道改良事業の開始

「東京市下水道設計」に基づく下水道改良工事は、明治44年に認可され、東京市役所内に下水改良事務所を設置した。第1期工事は、大正2年から開始され、下谷、浅草の各区の大部分と神田区の一部の建設が大正12年まで進められたことにより、幹線11,774m、枝線124,058mを敷設したほか、和泉町、田町ポンプ場、三河島汚水処分場が稼働した。運転を開始した三河島汚水処分場は、計画人口40万人、処理能力67,720m³の日本で最初の本格的な処理場である。第2期工事は、芝、麻布、赤坂、麴町、四谷、牛込、小石川、本郷、日本橋の各区、神田区の大部分、下谷区の一部の建設を大正9年から8か年で施工する計画であったが、着手後、関東大震災の影響により打ち切れ、新たに特別都市帝都復興下水道改良工事として実施されることとなった。

3 震災復興と下水道事業の展開

関東大震災による被害は部分的であったが、市民の保健衛生上、下水道の復旧、整備が重要視され、焼失区域における帝都復興下水道改良工事として上記の第1期工事、第2期工事の残工事と災害復旧工事等が、大正12年から実施された。

大正2年の工事開始以来、下水道整備は下町中心に進められていたが、大正14年からは山の手地域の雨水氾濫の被害が著しい地域において、「継続都市計画速成工事」として下水道整備が始められた。この工事の一部には失業対策事業が適用され、失業救済下水道工事として施行された。この結果、関東大震災以前は150kmに過ぎなかった管きょ管理延長は、昭和7年には980kmに達するなど下水道事業は順調に進展した。また、下水処理場についても、三河島に続き、昭和5年に砂町汚水処分場、昭和6年に芝浦汚水処分場が稼働した。

4 拡大する東京と下水道

昭和7年、5郡82町村が東京市に編入された。これにともない、東京市の行政区は15区から35区に拡大し、各町村で進められていた下水道事業もそのまま引き継がれた。これらの各町村の下水道事業は、幹線、ポンプ場、処分場の基幹施設の計画を「東京都市計画郊外下水道設計」として東京府

が昭和5年に決定したが、枝線については各町村ごとの決定にまかされていた。

このため、東京市下水道計画は、旧市を対象とする「東京市下水道設計」、新市域を対象とする「東京都市計画郊外下水道設計」、旧12町下水道計画の3計画が分立する形となり昭和25年まで継続することとしたが、戦時体制の軍事費確保のため昭和12年頃から事業は縮小し、昭和19年には打ち切られている。

5 戦災復興と下水道の本格的着手

(1) 戦災復興事業

戦災によって破壊された都市施設の復旧は、東京都にとって緊急に対処しなければならない課題であった。終戦当時の下水道施設は、管路延長1,948 km、人孔約5万個、ポンプ所10か所、処理場3か所であった。これらの戦災箇所下水道復旧事業は、終戦後直ちに着手され、昭和23年までに主要部分の工事がほぼ完了した。また、昭和21年に戦災復興土地区画整理事業が始まり、これに伴う下水道管きょ移設事業は下水道復興事業と呼ばれ、昭和32年までつづけられた。昭和23年には、復旧、管きょ移設、拡張の3事業計画を合わせた下水道復興6か年計画を策定し、直ちに実施に移され、戦後の下水道事業の本格的な再開を行っている。

(2) 首都圏の建設と下水道整備

昭和7年以来の3本立ての下水道計画を統合した新しい下水道基本計画である「東京特別都市計画下水道」（後に「東京都市計画下水道」と改称）が、昭和25年に決定告示された。

この下水道計画では、計画人口630万人、計画対象地域36,155 ha、既設3処分場に加え、小台、落合、森ヶ崎の3処分場を整備し、6つの排水系統により下水の排除、処理を行うこととした。また、管きょ計画の総延長は6,468.5 kmであり、この新しい基本計画に基づく下水道事業計画は昭和28年に認可されている。

一方、財政面では、昭和27年地方公営企業法の全面的適用と「東京都水道事業及び下水道事業基本計画」の都議会での可決により、「下水道の雨水処理及び建設改良に要する経費並びに建設改良の起債元利償還費は、全て一般会計において負担することとし、この場合、東京都下水道事業会計から繰り戻さないものとする」とした下水道事業会計が設定された。

また、昭和31年首都圏整備法が交付され、首都圏整備委員会の「昭和50年までに区部全域に下水道を普及する」という全体計画を受けて、東京都では「下水道拡張10か年計画」を策定し、整備を急ぐこととなった。

昭和33年には下水道法が全面的に改正され、下水道を公共下水道と都市下水路に分け、公共下水道の構造、放流水の水質、終末処理場の維持管理などの技術的基準を明確にするとともに、公共下水道の設計・施工は一定の資格を有する技術者が行うこととした。また、下水道の設置、管理の主体を原則として市町村（東京の区部においては東京都）と定め、排水設備の設置義務や悪質な排水者に対する除害施設の設置命令も規定したことにより、下水道の責任体制が整備された。さらに、財源については、使用料徴収の根拠と基準が明確にされたほか、大量下水排出者に対する工事負担金制度等の規定も設けられた。

この法改正を受けて、東京都では、昭和34年に新しい下水道条例を制定し事業実施体制を整え、昭和35年には宅地内の排水設備の充実を図るため指定工事店制度を整えた。

(3) オリンピックに向けた重点投資

昭和34年に「下水道拡張10か年計画」を見直し、事業費を増額した。次いで昭和36年には「東京都下水道計画」を策定し、荒川以東など従来の計画で対象外とされていた地域に下水道計画を定めた。また、都心部への人口集中による水使用量の増加に伴う発生汚水量の増加や土地利用の高度化、急増するビル建設、道路舗装の普及等により、従来土中にしみ込んでいた雨水の多くが下水管きよに流れ込むなど新たな問題が生じたため、既設の下水道施設を改良整備する下水道既設区域内の整備事業と拡張事業をあわせて実施する整備拡張事業を開始した。

昭和37年には「下水道基本計画」を全面的に改正し、計画人口751万人に改訂するとともに、1人当たり1日最大汚水量の増大やその地域的格差を考慮して各区ごとに定めるとともに、計画降雨量も50mm/時に引き上げた。この基本計画の変更に伴う新たな「東京都下水道事業計画」を同年に策定している。

(4) 経営基盤の確立

東京都の下水道事業費は、首都圏整備事業への重点的予算配分とオリンピック投資により順調に伸び続けたが、その財源は起債と一般会計からの繰り入れが大部分を占めた。このため、公営企業としての独立採算性の原則から安定した事業実施体制を確保するため、料金のあり方を明確化し、合理的な料金体系を整える必要があった。

昭和39年に「臨時東京都水道料金及び下水道料金制度調査会」の答申を受けた下水道料金の改定が都議会で議決され、昭和40年から実施された。これにより、下水道事業は公費支弁による公共事業と使用料徴収による公共事業の両面的性格をもつ準公営企業と規定され、その建設には一般会計からの大幅な出資が必要であるとされるとともに、経常経費については独立採算性が望ましいこと、下水道料金の原価算定の範囲は維持管理費などの経常的経費の主要部分にとどめること、支払利息などの資本費用は当面公費で負担すること等が定められた。また、当時全国的に採用されていた水道料金比例制から下水道独自の最低料金付均一従量制の料金体系を採用することとした。

6 都市問題の発生と下水道の新たな展開

(1) 都市環境の整備と下水道の全面的展開

昭和40年代当初の下水道普及率は35～40%程度であった。また、山の手線内側では大部分の地域で普及していたのに対し、周辺部では一部で事業が始まったばかりという著しい格差があった。昭和38年に東京都長期計画後期の事業実施を確保するため定められた基幹的重要事業実施計画では、道路整備と並び下水道事業は最も多く事業費が配分される最重点施策とされた。

また、昭和43年の東京都中期計画では、都政運営の基準として近代都市が当然備えていなければならない最低限の条件として「シビル・ミニマム」が設定されている。下水道のシビル・ミニマムとしては、①汚水及びし尿処理については区部全域に下水道を100%普及する、②雨水排除は1時間50mmの降雨に対処できる整備を行う、③処理水はBOD20ppm以下に浄化するとの3点を示した。このシビル・ミニマムの達成を図るため事業実施計画として、昭和53年度100%普及を目標に昭和44年度から3年間で人口普及率を57.1%に引き上げることとした。

一方、昭和44年の都市計画法の改正により、下水道も道路や公園とともに都市施設として計画を定めなければならないとされ、都市に不可欠な施設として法的な位置づけが行われている。

（２）公害対策と下水道

昭和40年代に水質汚濁は一層深刻化し、昭和45年には新河岸川、隅田川の汚染に続き、多摩川の水質悪化により玉川浄水場は取水停止を余儀なくされた。こうしたなか、昭和45年第64臨時国会いわゆる「公害国会」が召集され、水質汚濁防止法などの6法の制定と公害対策基本法や下水道法などの8法の改正が行われた。

下水道法のこの改正により、同法の目的に「公共用水域の水質保全に資すること」が加えられ、水質保全対策としての下水道整備の位置づけが明確にされた。また、水質汚濁防止法の制定により、終末処理場からの放流水が排出基準に適合するように、処理施設の整備や維持管理の適正化が求められることとなった。

（３）下水道の新しい課題

快適な都市環境の確保や災害に強い都市づくりなど東京が抱えている諸課題を解決し、利便性、安全性、快適性を兼ね備えた都市東京をつくりあげていくため、問題発生の根源となっている都市構造自体を改編していくことが不可欠と考えられた。

このため、昭和45年「広場と青空の東京構想」のなかで、下水道は都市生活基盤拡充の重要な柱として、100%普及の早期達成をはじめ従来の諸施策の一層の推進が求められるとともに、総合的環境保全機能を担うものとして、①処理水の水質は1980年代にBODを10ppm以下に引き下げる、②処理水の再利用を拡大する、③汚泥の土壌改良剤としての活用を可能な限りのばす、④処理場の覆蓋化と公園化の実施が掲げられた。

昭和47年に策定した「下水道全体計画」では、60年度を目標に、計画人口1,035万8千人、計画面積53,827ha、計画汚水量（日最大）979万 m^3 に改訂した。また、荒川以東地域の排水区域について、中川処理場の追加により、葛西、小菅、中川の3処理区に再編するとともに、環状7号線以北については区画整理を中心とした良好な市街地の整備が進んでいることを考慮し排除方式として分流式が採用された。

昭和40年代の10年間で区部の下水道普及率は1.8倍、処理水量は2.3倍に増加し、汚泥処理量は昭和40年の日量12,200 m^3 から昭和50年には61,300 m^3 と5倍に、スラッジケーキの発生量は日量600トンから2,800トンへと4.7倍に増加した。一方、公害諸法の拡充により、適切な環境対策の実施が求められることになり、50年代に入り、汚泥の処理処分は長期短期両面からの対策が必要となった。長期的対策としては、汚泥の資源化に焦点をあてた新しい処理処分システムであり、短期的対策としては中央防波堤外側埋立地への埋立処分である。

汚泥減量化のための焼却処理は、昭和42年小台処理場での導入以降、順次建設が進められたが、汚泥の焼却施設の用地確保難などの理由から、港湾埋立地に専用基地を設け汚泥処理の効率化を図るため昭和54年に南部汚泥処理プラント、昭和56年に東部汚泥処理プラントの都市計画決定を経て、昭和58年には我が国初の汚泥処理専門施設として南部汚泥処理プラント（南部スラッジプラント）の運転が開始された。

7 石油危機と下水道財政

昭和40年代後半、東京の下水道は飛躍的な発展期を迎えたが、インフレにより人件費、資材費、

用地費等が上昇したこと、下水道施設が迷惑施設として意識されたこと、交通渋滞や騒音振動問題から夜間工事の制約、地下埋設物の調整の複雑化などが工事の進捗を妨げる要因となるとともに、昭和48年の石油危機がもたらした都財政の危機と狂乱物価により下水道事業の遅れが決定的となった。このため、昭和53年「東京都中期計画」では100%普及達成時期を「早急に」改め、昭和51年「東京都行財政3箇年計画」では昭和54年度末目標普及率を72%に改訂した。

また、下水道財政は、都財政の構造的悪化に加え、昭和40年以来10年間にわたり下水道料金が据え置かれたことも大きな要因となっていたことから、昭和50年下水道料金の大幅な改定を行うとともに従量逡増料金体系が採用された。また、昭和52年東京都下水道財政調査会の「企業債の支払利子も使用料原価に参入すべき」との報告を受けた料金改定を昭和53年に行っている。

さらに、昭和54年都財政再建のための東京都財政再建委員会答申を受け、昭和55年東京都公営企業等財政再建委員会により「企業努力の推進」「利用者負担の適正化」「一般会計との負担区分の明確化」の3点を基本方策とする答申が提出された。

8 普及100%に向けた下水道事業

(1) マイタウン東京と下水道事業の展開

昭和55年マイタウン構想懇談会報告を受けた、昭和57年「東京都長期計画」の中では、下水道を都の最重点事業の1つとして位置づけ、①区部では60年代に100%普及する、②河川や東京湾の水質環境基準を達成するため下水処理水の水質向上に努める、③下水汚泥の減量化と資源化をすすめるとの長期目標を設定した。

さらに、昭和61年「第二次東京都長期計画」が策定され、雨水対策の拡充をはじめとする既設下水道の能力向上や高度処理水の利用による清流復活、さらに下水道施設の多目的利用が新たな長期目標として加えられた。この間、昭和50年代以降、年間2%の普及率の上昇を維持し、普及100%に向け精力的に事業を進めていった。

(2) 公害防止から環境管理の時代へ

昭和40年代半ばから、東京の公害問題が少しずつ改善の兆しを見せ始めるなか、公害を除去するだけでなく、快適でうるおいのある環境を積極的に作り出していくための対策が強く求められるようになってきた。この総合的な環境管理の推進のため、昭和56年環境影響評価条例が施行され、下水道についても5ha以上の処理場の増設にあたっては環境アセスメントの実施が義務づけられた。

また、昭和55年「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画」が建設大臣に承認され、水質改善を保全していくための流域全体の総合的な下水道計画として、昭和47年策定の下水道全体計画の上位計画として位置づけられた。

さらに、環境保全に対する社会の意識が高まりを受けて、平成5年に公害対策基本法に代わって環境基本法が成立し、都でも平成6年に東京都環境基本条例を制定した。これらの中で環境保全は各事業者の責務とされ、環境保全に対する下水道の役割が増大していった。

(3) 事業効率の向上

一方、下水道の普及拡大につれて年々増大する維持管理業務については、積極的な電算化の推進、下水処理場での集中監視システムの導入、ポンプ所の遠隔制御による無人化や降雨情報システムの

導入を進めた。また、事業執行については、昭和59年都と民間の共同出資による東京都下水道サービス株式会社を設置し、民間活力を活用したきめ細やかなサービスの実施と効率的な執行体制の確保がはかられた。

(4) 第二世代下水道への展開

平成2年「21世紀の下水道を考える懇談会」での、下水道が完全に普及する21世紀には下水道は都民生活により密接な都市施設として、快適な水環境の創出など重要かつ多面的な役割を担っていかねばならないとの報告を受けて、区部の第二世代下水道の基本計画・基本構想として平成4年に「第二世代下水道マスタープラン」を策定した。このマスタープランは、これまで普及を中心として整備が進められてきた第一世代下水道の役割を一層充実するとともに、新たな視点から多面的に展開する各施策を体系化し、今後の進むべき方向とその内容を明らかにした。

9 下水道事業の多面的展開

(1) 普及概成後の下水道事業

平成6年度末、区部下水道の100%普及が概成し、「第二世代下水道マスタープラン」に基づく事業展開がスタートした。平成6年から始まる4か年の財政計画では、なお残る未普及地域の早期解消をはじめ、老朽化した施設の再構築、浸水対策、高度処理、合流式下水道の改善などを着実に実施していくとともに、循環型社会の形成に資するため、下水処理水、下水汚泥、下水熱など、下水の持つ貴重な資源の有効利用の促進、都民生活を24時間支え、休むことなく機能している下水道施設の適正かつ効率的な維持管理など、多面的な事業を展開していった。

また、平成10年から始まった4か年の財政計画では、汚水と雨水の経費見直しや、料金改定を行い、厳しい財政事情の中にあっても、着実に事業を進めていった。

(2) 下水道構想2001

企業債の元利償還が下水道財政を圧迫していること、老朽化が進む膨大な施設の維持管理に多額の経費を要すること、下水道料金収入の伸びが期待できないことなど、下水道財政をとりまく状況はさらに厳しさを増していた。このような厳しい状況の中にあっても、引き続き、下水道サービスの維持・向上を図っていくため、現状の課題を抽出し、都民サービスの更なる向上、より一層の事業の効率化・重点化の観点から、事業全般の進め方を見直すとともに、50年先を展望した下水道事業の取組方針を示すため、平成13年に「下水道構想2001」を策定した。

(3) 厳しい財政状況と経営計画の策定

景気低迷の影響や「三位一体の改革」による国庫補助金の削減、使用水量の小口化などによる料金収入の漸減など、下水道財政を取り巻く環境はますます厳しさを増していた。また、平成14年度末の企業債残高が2兆8千億円を超え、元利償還費が依然として財政に重い負担となっていた。一方で、多発する都市型水害への対応、合流式下水道の改善、老朽化施設の再構築など課題が山積しており、より一層効率的・効果的な事業運営を行っていく必要があった。そのため、平成16年からの3カ年を計画期間として策定された「経営計画2004」では、計画期間中の建設事業費を段階的に年間1,200億まで減額し、投資を抑えつつ地区を重点化すること等により、山積する課題に対応した。引き続き「経営計画2007」でも、平成19年からの3カ年の建設投資を年間1,250億円に抑えつつ、着実に事業を展開した。

(4) 3つのクイックプラン

平成13年の「下水道構想2001」の策定以後、厳しい財政状況が続き、コスト削減はもとより、大規模施設の整備を先送りするなどの対応を図ってきた。

そのような中でも、多くの課題に対して都民の期待に応え、下水道事業を停滞させることのないよう、従来からの事業に加え、緊急の課題に対応する新たな発想を導入した3つの「クイックプラン」（雨水整備、再構築、合流改善）の事業を平成11年から平成20年にかけて実施した。特に雨水整備クイックプランでは、浸水地区における幹線や主要枝線の先行整備による貯留管としての活用や、小規模管きよのループ化などの小規模対応、地下街対策地区における70mm対策などの効果的な対策を実施した。

「経営計画2013」など現計画においても、「クイックプラン」の「できるところから、できるだけ対策を」という考えを反映している。

(5) 地球温暖化対策（下水道事業における地球温暖化防止計画「アースプラン」）

当局の電力使用量は都内全体使用量の約1%（年間約10億kwh）に相当しており、地球温暖化防止に向け大きな責任を負っているため、京都議定書に先駆け、下水道事業における地球温暖化防止計画「アースプラン2004」を策定した。しかし、汚泥焼却工程から発生する一酸化二窒素削減のため高温焼却に取り組むことや、高度処理導入に向けた施設増設に取り組むことで、補助燃料や電力使用量が増加することが判明した。よって、これらの課題に対応するため、引き続き「同2010」を平成21年度に策定し一層の強化を図ることとし、新計画では基準年度を2000年度として、2020年度に25%以上の削減を（温室効果ガス排出量74.3万t[t-CO₂]以下）を目標に見据え、中間年度の2014年度に18%以上を削減（同18%[t-CO₂]以下）する目標とした。

(6) 東日本大震災（平成23年3月11日）

東日本の広い地域を襲った地震により、都内下水道施設で初めて被災した。区部では液状化により下水道管の破損や詰りが発生、区部・流域も含む複数の水再生センターでは、沈澱池かき寄せ機チェーンが脱輪し、水処理施設など一部停止したが、下水道メンテナンス協同組合、東京下水道設備協会などの支援により、速やかに応急復旧を完了することができた。

また、被災地支援として、東京都下水道サービス株式会社及び下水道メンテナンス協同組合と連携して仙台市、浦安市、香取市の被災地支援を実施した。被災地からの支援要請を受け岩手県、宮城県、福島県、仙台市、気仙沼市及び浦安市へ長期的に職員を派遣し、下水道施設の復旧業務や災害廃棄物処理に関する業務などを支援した。

原発事故により、汚泥焼却灰に放射性物質が含有していることが判明し、セメント原料化への利用を停止せざるを得なくなった。このため区部及び単独公共三市を含めた多摩地域で発生する焼却灰については、庁内外の関係機関と調整を図り安全性に配慮し、中央防波堤外側処分場への埋立処分を実施した。

(7) 経営計画2013の策定

東日本大震災による大地震や津波といった自然の脅威に対する備えや、電力確保などの重要性を再認識した経験に基づき策定した。「お客さまの安心で快適な生活を支える」、「環境負荷の少ない都市の実現」および「最良のサービスを安定的に提供する」を経営方針に掲げ、老朽化施設の再構築や地球温暖化対策など必要な施設整備を着実に進め、日々の維持管理も万全を期すものとした。とりわけ、下水道管の再構築事業を400ha/年から約2倍の700ha/年にし、老朽化した施設の再構

築をスピードアップするとともに、最大級の地震動・津波に対する施設の耐震化・耐水化を東京五輪までに完了させ、高度防災都市づくりに貢献する取組みなどを進めることとした。

(8) 豪雨対策下水道緊急プランの策定

これまで、浸水の危険性が高い対策促進地区や浅く埋設された幹線の流域などの重点地区等で時間50ミリ対応の施設整備を進めてきた。また、特に浸水被害の影響が大きい大規模地下街では、時間75ミリの降雨への対応を進めている。しかし、平成25年には、局地的集中豪雨などにより区部では4回にわたり時間50ミリを超える豪雨などにより合計700棟を超える浸水被害が発生した。この浸水被害を受け、局内に緊急対策会議を設置し、雨水整備水準のレベルアップを含めた対策を検討し、「豪雨対策下水道緊急プラン」を策定した。

緊急プランでは、これまでの時間50ミリ対策に併せて、平成25年の豪雨により浸水被害が生じた地域においては、過去の浸水の発生状況も踏まえ、降雨強度、くぼ地や坂下などの地形、河川や下水道の整備状況などを確認し、「75ミリ対策地区」4地区、「50ミリ拡充対策地区」6地区を選定し、平成31年度までに効果を発揮することとした。また、被害が比較的小規模で、区の協力や地元からの要望等がある地域については「小規模緊急対策地区」として短期的対策を緊急に実施し、平成28年度までに完了することとしている。

(9) 下水道事業におけるエネルギー基本計画「スマートプラン2014」の策定

下水道サービスを提供する中、下水道局は東京都内における年間電力使用量の1%強もの大量のエネルギーを消費している。今後、浸水対策の充実強化や合流式下水道の改善、高度処理の導入拡大など下水道サービスの向上により、エネルギー使用量の増加が見込まれることなどを踏まえ、下水道事業初のエネルギー基本計画「スマートプラン2014」を策定し、取組を強化することとした。(平成26年6月策定)

(10) 2020年オリンピック・パラリンピックに向けた取組

2013年9月、ブエノスアイレスにおいて、2020年夏季オリンピック・パラリンピックの開催地が東京に決定した。

下水道局でも、大会開催前の平成31年度までに水再生センター・ポンプ所の耐震化を区部・流域の全てでの施設で完了、「豪雨対策下水道緊急プラン」における対策地区の効果を発揮、降雨初期の特に汚れた下水を貯留する施設の整備を推進、すべての合流式の水再生センターに高速ろ過技術の導入など、各施策による取組を推進し安全・安心な大会の開催に貢献していく。

2-2 計画

2-2-1 経緯

(1) 経緯

戦前の計画策定の経緯は、第1節に示すとおり、明治41年の「東京市下水道設計」に始まる。本節では、東京都として事業を進めることとなった戦後の下水道計画の経緯を示す。

詳しい経緯は別添の表のとおりであるが、主な変更点は以下のとおりである。

○東京特別都市計画下水道の決定（昭和25年7月）

東京市下水道、郊外下水道、及び隣接12か町村下水道を統合した「東京特別都市計画下水道」が決定。戦後の下水道事業が出発。計画人口630万人。

○下水道法に基づく事業認可（昭和34年3月）

昭和33年4月下水道法が新たに制定。これに基づく事業計画の認可を取得。

○東京都市計画下水道の変更（昭和37年3月）

基本計画を変更。計画人口を751万人。単位汚水量、降雨強度も見直す。「東京都市計画河川下水道調査特別委員会」の答申（通称、36答申）を受けた河川の下水道化計画、既設区域の整備拡充計画も盛り込む。

○常磐橋地区再開発（昭和37年12月）

常磐橋地区再開発に伴い、銭瓶町ポンプ場など関連施設の変更。

○区部全域を計画区域に（昭和39年2月）

荒川以東地域や練馬、板橋両区の一部地域を含む区部全域の計画決定。計画人口950万人。小菅処理場、葛西処理場の追加決定。

○下水道法事業計画に新河岸系統を追加（昭和40年7月）

新河岸系統を加えた7系統37,314haの事業認可の変更。

○埋立地内の下水道整備計画（昭和43年7月）

東京港湾第二次改定に基づく埋立地内の下水道整備計画がもり込まれ、その一部並びに板橋地区土地区画整理地区を事業対象区域に編入。

○中川処理場の追加決定（昭和47年12月）

中川処理場を区内10番目の処理場として計画決定。

○荒川以東全域の計画見直し（昭和49年12月）

荒川以東3処理区の計画を見直す。計画人口1035.8万人。計画汚水量6800人/日。

○荒川以西の計画見直し（昭和51年7月）

芝浦、砂町、落合、森ヶ崎、新河岸の5処理区について、処理区変更を含む全面的に計画を見直し。

- 南部汚泥処理プラントの追加決定（昭和54年3月）
増大する汚泥の効率的な処分を行うため、南部汚泥処理プラントを計画決定。
- 多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画の承認（昭和55年3月）
「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画」が建設大臣に承認される。
- 中野処理場の追加決定（昭和55年10月）
汚水量の増大に伴い、落合処理場を補完する中野処理場を計画決定。
- 蔵前処理場の追加決定（昭和56年1月）
汚水量の増大に伴い、三河島処理場を補完する蔵前処理場を計画決定。昭和58年1月には主要な管きよについての全面的な見直しも実施。
- 新河岸東処理場、東部汚泥処理プラントの追加決定（昭和56年2月）
汚水量の増大に伴い、新河岸処理場を補完する新河岸東処理場（現、浮間水再生センター）を計画決定。
小台、新河岸の処理区域の変更。増大する汚泥の効率的な処分を行うため、東部汚泥処理プラントを計画決定。
- 葛西沖開発土地区画整理事業の編入（平成元年1月）
葛西沖開発土地区画整理事業の完了に伴い、同区域を葛西処理区に編入。
- 有明処理場の追加決定（平成元年6月）
臨海副都心の整備に伴い、同区画を砂町処理区に編入。新たに有明処理場の追加決定。
- 東尾久浄化センターの追加決定（平成3年1月）
下水道事業としては初めて環境アセスメント案件となった東尾久浄化センターの追加決定。
- 都市計画の手続の簡素化（平成6年4月）
建設省都市局都市計画課事務連絡による都市計画手続の合理化・簡素化（幹線管きよ：下水排除面積が100ha以上の管きよ）に基づき、161幹線の変更と120幹線の廃止の都市計画変更。
- 多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画の承認（平成9年5月）
「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画」の変更が建設大臣に承認される。
- 都市計画の手続の簡素化（平成12年3月）
都市計画手続きの合理化・簡素化による幹線管きよ（下水排除面積100ha以上を1,000ha以上に）の都市計画変更を行い、24幹線の変更及び260幹線の都市計画決定廃止。
- 多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画の同意（平成21年7月）
「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画」の変更が国土交通省関東地方整備局長に同意される。
- 地域主権改革に伴う下水道法事業計画の策定手続きの変更（平成24年4月）
事業計画を策定又は変更する場合、国土交通大臣の認可から届出に変更。

(2) 戦後の下水道計画経緯

事業名	都市計画決定		事業計画の認可				計画又は事業計画の概要				備考	
	年月日	告示番号	都市計画法		下水道法		計画又は事業の区域	事業施行期間	事業費(百万円)	計画基準		
			年月日	告示番号	年月日	認可番号						
東京都下水道(東京都公共下水道)	昭25. 7. 10	建設省告示第740号					計画区域 36,155ha (6系統)	—	—	人口 6,300千人 汚水320ℓ/ 人/日 雨水40又は 50mm/時		
	昭28. 10. 12	建設省告示第1,358号	昭28. 10. 12	建設省告示第1,358号			計画 変更なし 事業区域 19,325ha	昭28～ 昭31年	9,000	変更なし		
	昭30. 11. 7	建設省告示第1,206号	昭30. 11. 3	建設省告示第1,266号			変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	名称のみ変更	
			昭33. 3. 31	建設省告示第983号			変更なし	昭28～ 昭34年	変更なし	変更なし		
					昭34. 3. 11 昭34. 3. 23	建33東計 第47号 厚東衛 第570号	事業区域 22,315ha	昭32～ 昭41年	36,600	変更なし		
			昭35. 3. 31	建設省告示第805号			変更なし	昭28～ 昭35年	19,910	変更なし		
			昭36. 3. 29	建設省告示第815号			変更なし	昭28～ 昭36年	29,340	変更なし		
		昭37. 3. 31	建設省告示第1,092号	昭37. 3. 31	建設省告示第1,092号			計画区域 37,314ha 事業区域 37,314ha	昭28～ 昭45年	217,716	人口 7,510千人 汚水395ℓ/ 人/日 雨水50mm/時	
		昭37. 12. 22	建設省告示第3,250号	昭37. 12. 22	建設省告示第3,250号			変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	常磐地区再開 発に伴う変更
		昭39. 2. 25	建設省告示第292号	昭39. 2. 25	建設省告示第292号			計画区域 58,853ha (9系統) 事業区域 変更なし	変更なし	227,761	人口 9,500千人 汚水変更なし 雨水変更なし	
		昭39. 12. 16	建設省告示第3,380号	昭39. 12. 16	建設省告示第3,380号			計画区域 変更なし 事業区域 41,124ha	変更なし	238,011	変更なし	
					昭40. 7. 5 昭40. 7. 21	建設省東部 第217号 厚生省環 第552号	事業区域 37,314ha (7系統)	昭32～ 昭45年	226,200	変更なし		
		昭41. 8. 24	建設省告示第2,871号	昭41. 8. 24	建設省告示第2,871号			変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	
					昭43. 7. 5	建設省東部 第4号	43,276ha (全体計画 53,458ha)	昭32～ 昭50年	560,000	変更なし		
			昭46. 3. 18	建設省告示第377号			変更なし	昭28～ 昭51年	1,003,196	変更なし		

事業名	都市計画決定		事業計画の認可				計画又は事業計画の概要				備考	
	年月日	告示番号	都市計画法		下水道法		計画又は事業の区域	事業施行期間	事業費(百万円)	計画基準		
			年月日	告示番号	年月日	認可番号						
東京都下水道(東京都公共下水道)	昭47.11.4	建設省告示第35号						変更なし	-	-	変更なし	葛西処理場の計画変更
	昭47.12.25	東京都告示第1,454号						変更なし	-	-	変更なし	中川処理場の追加
					昭48.3.9	建設省東都下事発第9号		変更なし	昭32~昭51年	1,035,252	変更なし	中川処理場の事業追加
			昭48.3.20	建設省告示第567号				変更なし	変更なし	1,035,896	変更なし	同上
	昭48.12.20	東京都告示第1,342号						変更なし	-	-	変更なし	落合処理場拡張・梅田・東小松川ポンプ場変更
	昭49.3.2	東京都告示第226号						変更なし	-	-	変更なし	砂町処理場拡張
	昭49.7.25	東京都告示第773号						変更なし	-	-	変更なし	篠崎ポンプ場の名称・位置の変更
	昭49.11.14	東京都告示第1,176号						変更なし	-	-	変更なし	小台処理場拡張・隅田ポンプ場の変更
	昭49.12.16	東京都告示第1,302号						計画区域50,891ha(10系統)	-	-	人口10,358千人 汚水680ℓ/人/日 雨水変更なし	荒川以東全域
	昭50.2.18	東京都告示第186号						変更なし	-	-	変更なし	蔵前ポンプ場の追加
					昭50.5.24	建設省東都下公発第5号		事業区域50,801ha(全体計画53,496ha)	昭32~昭60年	2,051,000	人口10,358千人 汚水680ℓ/人/日 雨水変更なし	荒川以東全域
			昭50.11.8	建設省告示第145号				事業区域49,649ha	昭28~昭60年	2,008,600	人口10,358千人 汚水680ℓ/人/日 雨水変更なし	荒川以東全域
	昭50.12.12	東京都告示第1,207号						変更なし	-	-	変更なし	業平橋ポンプ場の変更
	昭50.12.27	東京都告示第1,262号						変更なし	-	-	変更なし	梅田ポンプ場の変更
	昭51.3.31	東京都告示第199号						変更なし	-	-	変更なし	芝浦処理場、矢口ポンプ場の変更
	昭51.7.10	東京都告示第671号						計画区域53,827ha	-	-	変更なし	三河島・小台処理区を除く荒川以西地域
昭51.10.12	東京都告示第980号						変更なし	-	-	変更なし	築地ポンプ場の追加	
昭51.12.23	東京都告示第1,240号						変更なし	-	-	変更なし	汐留幹線及び汐留第二ポンプ場の追加	

事業名	都市計画決定		事業計画の認可				計画又は事業計画の概要				備考	
	年月日	告示番号	都市計画法		下水道法		計画又は事業の区域	事業期間	事業費(百万円)	計画基準		
			年月日	告示番号	年月日	認可番号						
東京都 市 計 画 下 水 道 (東 京 都 公 共 下 水 道)	昭52. 3. 11	建設省告示第178号						変更なし	—	—	変更なし	葛西処理場の変更
					昭52. 8. 10	建設省東都下公発第26号	事業区域53,827ha	昭32～昭60年	4,295,438	変更なし		三河島、小台処理区を除く荒川以西地域
	昭52. 12. 21	東京都告示第1,115号						変更なし	—	—	変更なし	平井ポンプ場及び荒川以東地域一部管渠の変更
			昭53. 1. 26	建設省告示第57号			事業区域53,827ha	変更なし	4,244,000	変更なし		三河島、小台処理区を除く荒川以西地域
	昭53. 6. 10	東京都告示第589号						変更なし	—	—	変更なし	目黒川幹線の変更
	昭53. 10. 4	東京都告示第1,015号						変更なし	—	—	変更なし	中原幹線、後楽ポンプ場及び五軒町幹線の追加
	昭54. 3. 29	東京都告示第374号						変更なし	—	—	変更なし	南部汚泥処理プラントの追加及び砂町処理場の変更
	昭54. 3. 29	東京都告示第381号						変更なし	—	—	変更なし	中川処理場の面積の変更
	昭54. 8. 9	東京都告示第873号						変更なし	—	—	変更なし	調布雨水幹線の変更
	昭55. 1. 22	東京都告示第69号						変更なし	—	—	変更なし	大森東ポンプ場の追加
					昭55. 2. 4	建設省東都下公発第2号		変更なし	変更なし	4,605,900	変更なし	南部汚泥処理プラントの追加及び砂町処理場の変更
			昭55. 2. 21	建設省告示第170号				変更なし	変更なし	4,549,900	変更なし	
					昭55. 10. 4	建設省東都下公発第16号	多摩川、荒川等流域別下水道整備総合計画の承認 (8,271,000人) (10,147,300m ³ /日)					
					昭55. 10. 4	建設省東都下公発第18号	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし		東金町ポンプ場の変更
	昭55. 10. 16	東京都告示第1,074号						変更なし	—	—	変更なし	宇田川幹線、中川汚水幹線外の変更(荒川以東)
	昭55. 10. 16	東京都告示第1,075号						変更なし	—	—	変更なし	中野処理場の追加
昭56. 1. 23	東京都告示第61号						変更なし	—	—	変更なし	蔵前処理場の追加、中野幹線外の変更、妙正寺川幹線外の変更、蔵前ポンプ場の廃止	

事業名	都市計画決定		事業計画の認可				計画又は事業計画の概要				備考
	年月日	告示番号	都市計画法		下水道法		計画又は事業の区域	事業期間	事業費(百万円)	計画基準	
			年月日	告示番号	年月日	認可番号					
東京都 下水道 （東京都 公共 下水道）	昭56. 2. 28	建設省告示第177号					変更なし	—	—	変更なし	新河岸東処理場、東部汚泥処理プラントの追加、新河岸処理場、南部汚泥処理プラントの変更、小松川第二、東糞谷、雑色ポンプ場の追加、浮間ポンプ場の廃止、東大島幹線外の追加、逆井幹線外の変更
			昭56. 3. 24	建設省告示第640号			変更なし	昭28～昭60年	4,748,000	人口10,358千人 汚水6800ℓ／ 但し、小台、落合、新河岸処理区は多摩川荒川等流総計画による。 雨水変更なし	中野、新河岸東処理場の追加、東金町ポンプ場の追加、浮間ポンプ場の廃止、宇田川幹線外の追加、鹿浜幹線外の変更、浮間幹線外の廃止
					昭56. 3. 31	建設省東都下公発第6号	変更なし	昭32～昭60年	4,757,000	変更なし	同上 (但し、東金町ポンプ場を除く)
	昭56. 11. 27	東京都告示第1,229号					変更なし	—	—	変更なし	小台浄化センターの追加
	昭57. 1. 11	東京都告示第23号					変更なし	—	—	変更なし	芝浦処理場面積の変更、新川ポンプ場の追加、一之江箱崎町ポンプ場の廃止、第二低段幹線外の追加、葛西幹線外の追加
			昭57. 3. 3	建設省告示第334号			変更なし	昭28～昭65年	4,891,800	変更なし	蔵前処理場、小台浄化センター、東部汚泥処理プラント、東糞谷、大森東、新川ポンプ場の追加、一之江、蔵前ポンプ場の廃止、第二戸山幹線外の追加、喜多見町幹線外の変更
					昭57. 3. 29	建設省東都下公発第1号	変更なし	昭32～昭65年	4,914,400	変更なし	上記の外、新宿副都心浄化センターの追加、森ヶ崎東ポンプ場の廃止

事業名	都市計画決定		事業計画の認可				計画又は事業計画の概要				備考	
	年月日	告示番号	都市計画法		下水道法		計画又は事業の区域	事業期間	事業費(百万円)	計画基準		
			年月日	告示番号	年月日	認可番号						
東京都 市 計 画 下 水 道 (東 京 都 公 共 下 水 道)	昭58. 1. 11	建設省告示第22号						変更なし	—	—	変更なし	三河島処理区の変更、鮫洲ポンプ場の変更、新砂幹線外の追加、新駒沢幹線外の追加
	昭58. 3. 31	建設省告示第358号						変更なし	—	—	変更なし	白鬚西ポンプ場の追加
					昭58. 11. 21	建設省東都下公発第1号		変更なし	変更なし	5,067,800	変更なし	小松川第二ポンプ場の追加、三河島、蔵前処理場、鮫洲ポンプ場外の変更、第二低段、第二雑司ヶ谷幹線外の追加、芝浦幹線外の変更
			昭59. 1. 17	建設省告示第30号				変更なし	変更なし	5,061,700	変更なし	小松川第二ポンプ場の追加、三河島、蔵前処理場、鮫洲ポンプ場外の変更、第二低段、第二雑司ヶ谷幹線外の追加、芝浦幹線外の変更
	昭59. 3. 21	東京都告示第260号						変更なし	—	—	変更なし	築地、橋場、汐入ポンプ場の廃止、竹芝幹線外の変更
	昭60. 1. 21	東京都告示第62号						変更なし	—	—	変更なし	青井雨水幹線外の追加、水元汚水幹線外の変更
					昭60. 3. 25	建設省東都下公発第5号		変更なし	変更なし	5,089,000	変更なし	青井雨水幹線外の追加、小菅処理場、梅田ポンプ場、水元汚水幹線外の変更
			昭60. 8. 10	建設省告示第1,130号				変更なし	変更なし	5,082,880	変更なし	青井雨水幹線外の追加、小菅処理場、梅田ポンプ場、水元汚水幹線外の変更
					昭60. 12. 11	建設省東都下公発第32号		変更なし	変更なし	5,092,000	変更なし	南部汚泥処理プラントの変更
	昭62. 1. 23	東京都告示第65号						変更なし	—	—	変更なし	江東ポンプ場の追加、江東、高島平一号幹線外の追加、第二青山、第二千川、第二神田川、鹿浜南汚水幹線の変更

事業名	都市計画決定		事業計画の認可				計画又は事業計画の概要				備考
	年月日	告示番号	都市計画法		下水道法		計画又は事業の区域	事業施行期間	事業費(百万円)	計画基準	
			年月日	告示番号	年月日	認可番号					
東京都 都市計画 下水道 (東京都 公共 下水道)					昭62. 2. 23	建設省東都 下公発 第3号	変更なし	昭32～ 昭70年	6,042,895	変更なし	上記の外、雑色ポンプ場の追加、芝浦、森ヶ崎、新河岸東処理場の変更、吾嬬第二ポンプ場の変更
			昭62. 3. 9	建設省告示 第301号			変更なし	昭32～ 昭70年	6,041,943		同上
	昭62. 4. 16	東京都告示 第499号					変更なし	—	—	変更なし	第二十二社幹線の追加、十二社幹線の変更
	昭63. 1. 14	東京都告示 第41号					変更なし	—	—	変更なし	東品川、両国ポンプ場の追加、東品川、両国幹線外の追加、壺岸島・大田西幹線の変更、桜橋第二ポンプ場放流渠外の変更
					昭63. 2. 5	建設省東都 下公発 第2号	変更なし	変更なし	6,109,511	変更なし	前項2項目の外第二六郷川幹線の変更、篠崎・新小岩ポンプ場の変更、中川処理場の変更
			昭63. 2. 5	建設省告示 第239号			変更なし	変更なし	6,107,359	変更なし	同上
					昭63. 10. 27	建設省東都 下公発 第35号	変更なし	変更なし	6,110,493	変更なし	南部汚泥処理プラントの変更
	平元. 1. 20	東京都告示 第49号					計画区域 54,176ha	—	—	変更なし	葛西処理区域変更、中野・新河岸処理場の変更、王子第二ポンプ場の追加、白鬚西ポンプ場の変更、飛鳥山幹線外の追加、大田幹線外の変更
					平元. 3. 7	建設省東都 下公発 第3号	事業区域 54,176ha	変更なし	6,223,493	変更なし	上記の外、東金町雨水幹線の変更、砂町処理場、小台処理場、小台浄化センター、葛西処理場の変更
			平元. 5. 18	建設省告示 第1,915号			事業区域 54,176ha	変更なし	6,206,341	変更なし	上記の外、南部汚泥処理プラントの変更

事業名	都市計画決定		事業計画の認可				計画又は事業計画の概要				備考	
	年月日	告示番号	都市計画法		下水道法		計画又は事業の区域	事業期間	事業費(百万円)	計画基準		
			年月日	告示番号	年月日	認可番号						
東京都計画 下水道 (東京都公 共下水道)	平元. 6. 16	東京都告示第680号					計画区域 54, 534ha	—	6, 332, 690	変更なし	砂町処理区域の変更、有明処理場の追加、落合処理場放流渠吐口の変更、小台処理場送水管の追加、小台浄化センターの変更、宮城一号幹線の追加、谷沢川雨水幹線の変更	
					平元. 9. 1	建設省東都下公発第25号	計画区域 54, 534ha	—	6, 332, 700	変更なし	砂町処理区域の変更、有明処理場の追加、有明処理場放流渠の追加、青海その1ポンプ場外、7ポンプ場の追加、青海幹線外、3幹線の追加	
					平元. 10. 16	建設省東都下公発第38号	計画区域 54, 534ha	変更なし	6, 359, 000	変更なし	落合処理場放流渠の変更、小台処理場、東部及び南部汚泥処理プラントの変更	
			平元. 11. 18	建設省告示第1, 929号				変更なし	変更なし	6, 342, 068	変更なし	砂町処理区域の変更、有明処理場の追加、落合処理場放流渠の変更、第二南千住幹線の変更、白鬚ポンプ場の追加
		平 2. 3. 30	東京都告示第386号					変更なし	—	—	変更なし	半蔵濠幹線外3幹線の追加、溜池幹線外、6幹線の変更、砂町雨水調整池の追加
					平 2. 5. 18	建設省東都下公発第13号		変更なし	変更なし	6, 426, 450	変更なし	半蔵濠幹線外3幹線の追加、溜池幹線外5幹線の変更、木場ポンプ場雨水貯留池、砂町雨水調整池の追加、砂町ポンプ場及び放流渠の廃止、中野処理場、小台浄化センター高度処理の追加、小台浄化センター放流渠、小台処理場送水管の追加、南部汚泥プラント、東部汚泥プラントの変更、小台処理場細粒化設備の廃止

事業名	都市計画決定		事業計画の認可				計画又は事業計画の概要				備考		
	年月日	告示番号	都市計画法		下水道法		計画又は事業の区域	事業期間	事業費(百万円)	計画基準			
			年月日	告示番号	年月日	認可番号							
東京都 都市計画 下水道 (東京都 公共 下水道)			平 2. 6. 22	建設省告示第1,220号						6,421,368	変更なし	半蔵濠幹線外3幹線の追加、溜池幹線外5幹線の変更、木場ポンプ場雨水貯留池、砂町雨水調整池の追加、砂町ポンプ場及び放流渠の廃止、中野処理場、小台浄化センター高度処理の追加、小台浄化センター放流渠、小台処理場送水管の追加、南部汚泥処理プラント、東部汚泥処理プラントの変更、小台処理場細粒化設備の廃止	
	平 3. 1. 30	東京都告示第96号								—	変更なし	東尾久浄化センター放流渠の追加、尾久ポンプ場放流渠の変更、東尾久浄化センターの追加	
	平 3. 2. 28	東京都告示第208号								—	変更なし	日本橋川幹線の追加、第二妙正寺川幹線外3幹線の変更、一ツ橋ポンプ場の追加、月島ポンプ場の廃止、芝浦処理場の区域変更	
					平 3. 6. 24	建設省東都下公発第17号					6,533,016	変更なし	上記の外森ヶ崎処理区(多摩川沿いの分流地区)の雨水管渠を追加
			平 3. 7. 18	東京都告示第1,381号							6,527,934	変更なし	日本橋川幹線の追加、第二妙正寺川幹線外3幹線の変更、一ツ橋ポンプ場の追加、月島ポンプ場の廃止、芝浦処理場の区域変更

事業名	都市計画決定		事業計画の認可				計画又は事業計画の概要				備考	
	年月日	告示番号	都市計画法		下水道法		計画又は事業の区域	事業期間	事業費(百万円)	計画基準		
			年月日	告示番号	年月日	認可番号						
東京都 市 計 画 下 水 道 (東 京 都 公 共 下 水 道)	平 4. 2. 7	東京都告示第138号					変更なし	—	—	変更なし	砂町処理区域の一部変更、有明排水区域の追加、神谷ポンプ場の追加、志茂ポンプ場の廃止、神谷幹線外8幹線の追加、汐留幹線外6幹線の変更	
					平 4. 2. 26	建設省東都下公発第3号	変更なし	昭32～平10年度	6,660,372	変更なし	砂町処理区域の一部変更、有明排水区域の追加、東尾久浄化センター(砂ろ過施設)の追加、新宿副都心浄化センターの変更、神谷ポンプ場の追加、汐入ポンプ場敷地面積の変更、尾久ポンプ場の放流渠の変更、神谷幹線外9幹線の追加、汐留幹線外5幹線の変更	
			平 4. 3. 24	建設省告示第780号				変更なし	昭28年～平10年度	6,655,870	変更なし	上記のとおり、ただし新宿副都心リサイクルセンター及び汐入ポンプ場敷地面積の変更を除く
	平 4. 9. 14	東京都告示第1,042号					変更なし	—	—	変更なし	台場ポンプ場外2ポンプ場の追加、青海汚水幹線外1幹線の追加	
	平 5. 2. 1	東京都告示第106号					変更なし	—	—	変更なし	勝島ポンプ場の追加、小松川第二ポンプ場、鮫洲ポンプ場の変更、木場ポンプ場の放流渠、大島ポンプ場放流渠の変更、浜川ポンプ場、鮫洲ポンプ場放流渠の廃止、京島幹線外5幹線の追加、第二鮫洲幹線外3幹線の変更、勝島・鮫洲連絡管渠の追加、葛西処理場の敷地面積の変更	

事業名	都市計画決定		事業計画の認可				計画又は事業計画の概要				備考
	年月日	告示番号	都市計画法		下水道法		計画又は事業の区域	事業の期間	事業費(百万円)	計画基準	
			年月日	告示番号	年月日	認可番号					
東京都 都市計画 下水道 (東京都公 共下水道)	平 5. 7. 15	東京都告示第800号					変更なし	—	—	変更なし	芝浦処理場放流渠の変更
	平 6. 4. 12	東京都告示第473号					変更なし	—	—	変更なし	千住関屋ポンプ場の追加、芝浦処理場放流渠その3、千住関屋ポンプ場放流渠、南台幹線、中野本町幹線、弥生町幹線の追加、浜町幹線外161幹線の変更、明石町幹線外120幹線の廃止
					平 6. 7. 20	建設省東都下公発第16号	変更なし	変更なし	6,907,431	変更なし	芝浦処理場の変更、芝浦処理場放流渠その3、南台幹線、中野本町幹線、弥生町幹線の追加
			平 6. 10. 31	建設省告示第2,103号			変更なし	変更なし	6,873,500	変更なし	千住関屋ポンプ場の追加、芝浦処理場放流渠その3、千住関屋ポンプ場放流渠、南台幹線、中野本町幹線、弥生町幹線の追加、浜松幹線外161幹線の変更、明石町幹線外120幹線の廃止
	平 7. 2. 10	東京都告示第135号					計画区域 56,261ha	—	—	変更なし	芝浦、砂町、森ヶ崎処理区の一部区域変更、新砂ポンプ場外9ポンプ場の追加、東雲南污水幹線外6幹線の追加、江東幹線外2幹線の変更、業平橋ポンプ場放流渠の変更
					平 7. 3. 31	建設省東都下公発第12号	計画区域 56,337ha	変更なし	6,939,931	変更なし	芝浦、砂町、森ヶ崎処理区の一部区域変更、新砂ポンプ場外9ポンプ場の追加、東雲南污水幹線外6幹線の追加、江東幹線外2幹線の変更、業平橋ポンプ場放流渠、矢口ポンプ場の変更

事業名	都市計画決定		事業計画の認可				計画又は事業計画の概要				備考
	年月日	告示番号	都市計画法		下水道法		計画又は事業の区域	事業期間	事業費(百万円)	計画基準	
			年月日	告示番号	年月日	認可番号					
東京都 都市計画 下水道 (東京都 公共 下水道)			平 7. 4. 18	建設省告示第1,001号			56,261	変更なし	6,893,057		港湾埋立地の下水道区域編入、江東幹線、永代幹線、新駒沢幹線の変更、東雲南污水幹線、新木場污水幹線、若洲污水幹線、京浜島污水幹線、城南島污水幹線、東海污水幹線、八潮污水幹線の追加、業平橋ポンプ場放流渠の変更、新砂ポンプ場、若洲ポンプ場、新木場ポンプ場、東雲南ポンプ場、有明ポンプ場、青海ふ頭ポンプ場、東海ポンプ場、八潮ポンプ場、城南ポンプ場、京浜島ポンプ場の追加
	平 8. 2. 9	東京都告示第109号					変更なし	—	—		台東幹線の追加、東浅草幹線、第二浅草幹線、新河岸処理場(送水管)、新浮間幹線の変更
					平 8. 3. 29	建設省東都下公発第8号	変更なし	変更なし	7,042,725		台東幹線の追加、第二浅草幹線、東品川幹線、和泉町幹線、新宿副都心浄化センター(導水管)、新河岸処理場(送水管)、新浮間幹線、芝浦処理場(品川駅東口地区再生水利用時業の追加、高度処理施設用地の追加)の変更
			平 8. 5. 15	建設省告示第1,344号			変更なし	変更なし	6,993,900		台東幹線の追加、第二浅草幹線、東浅草幹線、新浮間幹線、新河岸処理場送水管の変更
	平 9. 2. 12	東京都告示第119号					変更なし	—	—		第二岩淵幹線、第二矢口幹線、谷川雨水幹線、芝浦処理場の変更

事業名	都市計画決定		事業計画の認可				計画又は事業計画の概要				備考
	年月日	告示番号	都市計画法		下水道法		計画又は事業の区域	事業期間	事業費(百万円)	計画基準	
			年月日	告示番号	年月日	認可番号					
東京都 市 計 画 下 水 道 (東 京 都 公 共 下 水 道)					平 9. 5. 6	建設省東都下公発第8号	変更なし	昭32～平15年度	7,087,542		天現寺幹線、池之端幹線の追加、第二岩淵幹線、第二矢口幹線、谷川雨水幹線、第二千川幹線、南千住幹線の変更、中防内側ポンプ場の追加、橋場ポンプ場、汐入ポンプ場の廃止、中防ミキシングプラントの移転
					平 9. 5. 9	建設省東都下流発第4号	多摩川、荒川等流域別下水道整備総合計画の変更 (9,093,000人) (8,290,000m ³ /日)				
			平 9. 6. 3	建設省告示第1,261号			変更なし	昭28～平15年度	7,070,409		第二岩淵幹線、第二矢口幹線、谷川雨水幹線、芝浦処理場の変更
	平10. 2. 3	東京都告示第73号					56,328	—	—		大久保東幹線、赤城幹線、第二三之橋幹線の追加、千代田幹線、神谷幹線、飛鳥山幹線、第二岩淵幹線の変更、箱崎ポンプ場(箱崎第二ポンプ場)の名称変更
					平10. 10. 27	建設省東都下公発第12号	56,404	変更なし	7,092,752	変更なし	砂町、森ヶ崎処理区の一部区域変更、大久保東幹線外11幹線の追加、神谷幹線外4幹線の変更、箱崎ポンプ場外2ポンプ場の変更、芝浦処理場外3処理場の変更
		平11. 2. 22	建設省告示第248号			56,328	変更なし	7,050,949	変更なし	砂町、森ヶ崎処理区の一部区域変更、大久保東幹線外3幹線の追加、神谷幹線外4幹線の変更、箱崎ポンプ場外1ポンプ場の変更、芝浦処理場外2処理場の変更	

事業名	都市計画決定		事業計画の認可				計画又は事業計画の概要				備考
	年月日	告示番号	都市計画法		下水道法		計画又は事業の区	事業期間	事業費 (百万円)	計画基準	
			年月日	告示番号	年月日	認可番号					
東京都 市 計 画 下 水 道 （ 東 京 都 公 共 下 水 道 ）	平11. 2. 26	東京都告示 第185号					56,340	—	—	変更なし	砂町、森ヶ崎 処理区の一部 区域変更、第 二溜池幹線外 2幹線の追加、 溜池幹線外3 幹線の変更、 汐留ポンプ場 の廃止、勝ど きポンプ場外 2ポンプ場の 追加、芝浦処 理場の変更
					平11. 2. 26	建設省東都 下公発 第4号	56,416	変更なし	7,263,449	変更なし	砂町、森ヶ崎 処理区の一部 区域変更、第 二溜池幹線外 3幹線の追加 溜池幹線外8 幹線の変更 勝どきポンプ 場外2ポンプ 場の追加、東 雲ポンプ場外 3ポンプ場の 変更、芝浦処 理場外5処理 場の変更
			平11. 3. 29	建設省告示 第926号			56,340	変更なし	7,132,299	変更なし	砂町、森ヶ崎 処理区の一部 区域変更、第 二溜池幹線外 2幹線の追加 溜池幹線外3 幹線の変更 汐留ポンプ場 の廃止、勝ど きポンプ場外 2ポンプ場の 追加、芝浦処 理場の変更
		平12. 3. 17	東京都告示 第296号					変更なし	—	—	変更なし

事業名	都市計画決定		事業計画の認可				計画又は事業計画の概要				備考	
	年月日	告示番号	都市計画法		下水道法		計画又は事業の区域	事業期間	事業費(百万円)	計画基準		
			年月日	告示番号	年月日	認可番号						
東京都 市 計 画 下 水 道 （ 東 京 都 公 共 下 水 道 ）					平12.6.26	建設省東都下公発第4号	56,416	変更なし	7,352,931	変更なし	茅場町幹線外9幹線の変更、雑色ポンプ場および放流渠の変更、有明北その1ポンプ場外3ポンプ場の追加、東尾久浄化センターの変更	
			平12.7.6	建設省告示第1604号			56,340	変更なし	7,221,179	変更なし	芝浦幹線外24幹線の変更、浜町幹線外260幹線の廃止、雑色ポンプ場放流渠の変更、尾久ポンプ場放流渠の廃止、有明北その1ポンプ場の追加、尾久ポンプ場の廃止	
	平13.1.15	東京都告示第27号					56,340	-	-	変更なし	新田ポンプ場の変更	
					平13.12.10	国関整都整第72号	56,340	変更なし	7,356,336	変更なし	新赤坂幹線外1幹線の変更、西神田幹線の追加、新田ポンプ場の変更	
			平13.10.9	関東整備局第312号				変更なし	変更なし	7,221,179	変更なし	新田ポンプ場の変更
	平13.11.26	東京都告示第1377号						変更なし	-	-	変更なし	雑色ポンプ場放流渠の変更
					平15.3.28	国関整都整第121号の2	変更なし	昭和32年～平成18年度	7,391,006	人口9,556千人、汚水680ℓ/日/人、雨水変更なし	変更なし	東大島幹線外4幹線の変更、日本堤幹線外1幹線の追加、砂町処理場外4件の変更
			平15.3.28	関東整備局第128号				変更なし	変更なし	7,222,280	変更なし	雑色ポンプ場放流渠の変更
平15.1.31	東京都告示第83号						変更なし	-	-	変更なし	勝島ポンプ場の勝島・鮫洲連絡管渠の変更	

事業名	都市計画決定		事業計画の認可		計画又は事業計画の概要				備考
	年月日 告示番号	都市計画法	下水道法	計画又は事業の区域	事業施行期間	事業費 (百万円)	計画基準		
		年月日 告示番号	年月日 認可番号						
東京都計画下水道（東京都公共下水道）			平成15.5.15 国関整都整 第282号の2	変更なし	昭和32年～ 平成19年度	7,487,281	変更なし	尾久南幹線外18幹線の変更、南台西幹線の追加、主要枝線30件追加、東雲ポンプ場外1件の変更、森ヶ崎処理場外6件の変更	
		平成15.6.25 関東整備局 第231号		変更なし	変更なし	7,255,963	変更なし	勝島・鮫洲連絡管渠の追加	
			平成15.8.29 国関整都整 第53号の2	変更なし	昭和32年～ 平成19年度	7,490,275	変更なし	主要枝線1件追加、砂町処理場の変更	
	平成16.3.1 東京都告示 第227号			56,375	—	—	変更なし	有明北雨水ポンプ場放流渠追加、有明北雨水ポンプ場の追加、砂町処理区の一部区域変更	
		平成17.3.31 関東整備局 告示第266号	平成16.6.1 国関整都整 第179号の2	56,451	変更なし	7,577,446	変更なし	日本堤南幹線外3幹線の追加、東雲幹線、堀船南幹線の追加、主要枝線10件追加、葛西処理場消毒設備外2件の追加、雑色ポンプ場消毒設備外2件の追加、芝浦処理場処理能力外6件の変更、豊洲ポンプ場、有明北雨水ポンプ場の追加、砂町処理区の一部区域変更	
	平成 16.11.15 東京都告示 第1593号			変更なし	変更なし	—	変更なし	浜松町、南千住ポンプ場廃止、処理場名称変更	
			平成17.4.28 国関整都整 第140号の2	計画区域 56,451ha	昭和32年～ 平成19年度	7,586,647	人口 9,093千人 汚水 6800 /日/人 雨水 変更 なし	晴海西幹線の追加処理場名称（14件）の変更、葛西水再生センターの污泥脱水機の設備機種の変更、芝浦水再生センターの処理水を活用して熱供給事業を開始するための熱供給施設一式を追加、森ヶ崎水再生センター処理水の放流落差を利用した小水力発電設備を追加変更、豊洲・晴海地区の有明その1、その2ポンプ場のポンプ排水区域及び計画汚水量の変更	
		平成 17.10.25 関東地方整 備局告示 第476号	平成17.5.9 国関整都整 第224号の2	計画区域 56,451ha 変更なし	昭和32年～ 平成21年度	7,586,647 変更なし	人口 9,093千人 汚水 6800 /日/人 雨水 変更 なし	馬込西二号幹線外12幹線変更 西日暮里幹線外2幹線の追加、芝浦水再生センター外3センターの変更、東部污泥処理プラントの変更、矢口ポンプ場外3ポンプ場の変更、南千住ポンプ場及び浜松町ポンプ場の廃止	

事業名	都市計画決定	事業計画の認可		計画又は事業計画の概要				備 考
	年月日 告示番号	都市計画法	下水道法	計画又は事業の区域	事業施行期間	事業費 (百万円)	計画基準	
		年月日 告示番号	年月日 認可番号					
東京都計画下水道（東京都公共下水道）			平成17.10.5 国関整都整 第99号の2	計画区域 56,451ha 変更なし	昭和32年～ 平成21年度 変更なし	7,586,647 変更なし	人口 9,093千人 汚水 680L/日/人 雨水 変更 なし	再生水供給地区の追加。供給計画の見直し（送水管、送水施設の変更）
	平成 18.3.10 東京都告示 第265号			変更なし	変更なし	7,745,570	変更なし	晴海ポンプ場同放流渠追加
	平成 18.8.22 東京都告示 第1222号			変更なし	—	—	変更なし	浜町ポンプ場及び放流渠の廃止、浜町第二ポンプ場及び放流渠を浜町ポンプ場及び浜町ポンプ場放流渠に名称変更
		平成19.3.15 関東地方整備局告示第 69号	平成 18.12.20 国関整都整 第99号の2	変更なし	昭和32年～ 平成21年度 変更なし	7,745,570	変更なし	浜町ポンプ場及び放流渠の廃止、浜町第二ポンプ場及び放流渠を浜町ポンプ場及び浜町ポンプ場放流渠に名称変更
	平成19.4.6 東京都告示 第592号			計画区域 56,375ha	—	—	変更なし	大森東ポンプ場の用地の変更
			平成19.6.26 国関整都整 第22号の2	計画区域 56,451ha 変更なし	昭和32年～ 平成21年度 変更なし	7,768,472	人口 9,093千人 汚水 680L/日/人 雨水 変更 なし	馬込西二号幹線外5幹線の変更 練馬区中村三丁目、豊玉北二丁目主要枝線の変更 中野区中野一丁目主要枝線外6主要枝線の追加 新小岩ポンプ場外1ポンプ場の揚水量変更
	平成 19.10.4 東京都告示 第1282号			計画区域 56,375ha	—	—	変更なし	勝どきポンプ場の用地の変更
	平成20.3.7 東京都告示 第284号			計画区域 56,375ha	—	—	変更なし	新川ポンプ場の用地の変更 砂町水再生センターの放流先の変更
			平成20.3.21 国関整都整 第 209号の2	計画区域 56,451ha 変更なし	昭和32年～ 平成21年度 変更なし	7,839,110	人口 9,093千人 汚水 680L/日/人 雨水 変更 なし	溜池幹線外10幹線の変更、第二溜池幹線外2幹線の変更、白金幹線外5幹線の変更、千住関屋ポンプ場外1ポンプ場の雨水貯留量変更、勝どきポンプ場外1ポンプ場の用地変更、千住西ポンプ場外1ポンプ場の施設追加、砂町水再生センターの放流先変更、芝浦水再生センターの雨天時貯留池等の追加、森ヶ崎水再生センターの連絡管廊の追加、南部スラッジプラントの廃熱利用施設の追加、中防ミキシングプラントの廃止、葛西水再生センターの脱水機の追加、小菅水再生センターの雨天時貯留池等の追加
		平成20.4.16 関東地方整備局告示第 244号		計画区域 56,375ha 変更なし	昭和32年～ 平成21年度 変更なし	7,419,168	変更なし	大森東ポンプ場の用地変更 勝どきポンプ場の用地変更 新川ポンプ場の用地変更 砂町水再生センターの放流先変更

事業名	都市計画決定	事業計画の認可		計画又は事業計画の概要				備 考
	年月日 告示番号	都市計画法	下水道法	計画又は事業の区域	事業施行期間	事業費 (百万円)	計画基準	
		年月日 告示番号	年月日 認可番号					
東京都 東京都計画下水道（東京都公共下水道）	平成 20. 6. 20 東京都告示 第896号			計画区域 56, 375ha	—	—	変更なし	渋谷川幹線の延長変更
			平成21. 3. 25 国関整都整 第 126号の2	計画区域 56, 451ha 変更なし	昭和32年～ 平成26年度 5年間延伸	8, 279, 111	変更なし	勝島幹線外12幹線の変更、4主要枝線の追加、梅田ポンプ場外1ポンプ場の施設追加、業平橋ポンプ場の施設変更、芝浦水再生センター外2再生センターの施設追加
		平成22. 3. 31 関東地方整備局告示第 179号		計画区域 56, 375ha 変更なし	昭和32年～ 平成26年度 5年間延伸	8, 279, 811	変更なし	事業施行期間の延伸
			平成22. 3. 31 国関整都整 第188号の2	計画区域 56, 451ha 変更なし	昭和32年～ 平成26年度	8, 316, 595	変更なし	千代田区霞が関三丁目、平河町一丁目主要枝線外2主要枝線の追加、築地幹線の追加、青山幹線外11幹線の変更、中野区本町二丁目、弥生町一丁目付近主要枝線の変更、浜町ポンプ場外1ポンプ場の施設追加、新宿ポンプ場の施設変更、芝浦水再生センター外3水再生センターの処理方法の変更、東部汚泥処理プラントの施設変更、浮間水再生センター外1水再生センターの能力変更
			平成23. 3. 4 国関整都整 第1029号	計画区域 56, 451ha 変更なし	昭和32年～ 平成26年度 変更なし	83, 196, 925	変更なし	再構築事業により、第二戸山幹線他2幹線及び新宿区市谷薬王寺町、弁天町主要枝線他6主要枝線の変更 下水道総合地震対策事業計画により、雑司ヶ谷幹線他5幹線及び墨田区本所三、四丁目主要枝線の変更 合流式下水道緊急改善事業計画により、新宿区市谷加賀町一、二丁目主要枝線の変更 浸水対策事業により白子川一幹線の変更 その他事業(工事実施上の都合)により、代沢幹線他2幹線の変更 ポンプ場・浸水対策事業により、江東ポンプ場他1ポンプ場の変更 合流式下水道緊急改善事業計画により、芝浦水再生センター併設芝浦ポンプ場の変更 処理施設の処理能力、処理方式の変更により、芝浦水再生センター他4水再生センター、東部汚泥処理プラント及び南部汚泥処理プラントの変更 ポンプ場・処理施設用地を変更するものとして、東品川ポンプ場、小台浄化センター及び浮間水再生センターの変更
	平成 23. 10. 7 東京都告示 第1437号			計画区域 56, 375ha 変更なし	—	—	変更なし	芝浦水再生センターにおいて、立体的な範囲を定める。(面積約49, 500m ² を対象)

事業名	都市計画決定		事業計画の認可		計画又は事業計画の概要			備 考
	年月日 告示番号	都市計画法	下水道法	計画又は事業の区域	事業施行期間	事業費 (百万円)	計画基準	
		年月日 告示番号	年月日 認可番号					
東京都計画下水道（東京都公共下水道）			平成23. 11. 1 国関整都整 第110号の2	計画区域 56, 451ha 変更なし	昭和32年～ 平成26年度 変更なし	8, 409, 803	変更なし	八重洲幹線の変更、三之橋ポンプ場の雨水貯留池の追加変更、三河島水再生センター他3センターの電力貯蔵型電池の変更、芝浦水再生センター他3センターの電力貯蔵型電池の追加変更、南部汚泥処理プラントの焼却灰混練設備の増設、軽量細粒化設備の廃止。
			平成24. 3. 28 国関整都整 第215号の2	計画区域 56, 451ha 変更なし	昭和32年～ 平成26年度 変更なし	8, 410, 203	変更なし	北区十条台二丁目、板橋区加賀二丁目地区雨水貯留施設の追加変更
			平成24. 4. 1 届出	計画区域 56, 451ha 変更なし	昭和32年～ 平成28年度	8, 597, 949	人口 8, 691. 8千人 汚水 696L/日/人 雨水 変更 なし	再構築事業により南元町幹線他1幹線の変更 下水道総合地震対策事業により市ヶ谷幹線他3幹線の変更及び千代田区大手町一丁目、神田錦町二丁目主要枝線他7主要枝線の追加変更 浸水対策事業により新宿区河田町、市谷本村町主要枝線他1主要枝線の追加変更 合流改善事業により北品川五丁目地区雨水貯留施設他1主要枝線の追加変更 その他の事業により品川埠頭幹線他2幹線の変更及び世田谷区大蔵一丁目、桜丘四丁目主要枝線の追加変更 ポンプ場・再構築事業により六郷ポンプ場他3ポンプ場の変更 多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画の見直しに伴い、処理施設の処理能力・処理方式及び主要な施設の変更が生じたことから、芝浦水再生センター他9センターの変更
	平成 24. 12. 19 東京都告示 第1759号			計画区域 56, 375ha 変更なし	—	—	変更なし	銭瓶町ポンプ場、加平ポンプ場の敷地面積の変更
			平成25. 1. 17 届出	計画区域 56, 451ha 変更なし	昭和32年～ 平成28年度 変更なし	8, 580, 437	変更なし	再構築事業により砂幹線他2幹線の変更 公園管理者、埋設管理者との協議により高段幹線の変更 合流改善事業により善福寺川雨水貯留施設の追加変更
			平成25. 7. 18 届出	計画区域 56, 451ha 変更なし	昭和32年～ 平成28年度 変更なし	8, 579, 807	変更なし	立坑位置等の変更により千代田幹線他2幹線の変更 再構築事業により十条幹線他2幹線の変更、文京区大塚六丁目、豊島区東池袋四丁目主要枝線他3主要枝線の追加 浸水対策事業により、中野区本町二丁目、弥生町一丁目主要枝線の変更、北区岩淵町、赤羽台一丁目主要枝線の追加 下水道総合地震対策事業により千駄ヶ谷幹線他6幹線の変更、江東区大島三、六丁目主要枝線の追加 ポンプ場の能力の変更により、明石町ポンプ場の変更 処理施設の処理方式等の変更により、新河岸水再生センターほか2水再生センターの変更

事業名	都市計画決定	事業計画の認可		計画又は事業計画の概要				備考
	年月日 告示番号	都市計画法	下水道法	計画又は事業の区域	事業施行期間	事業費 (百万円)	計画基準	
		年月日 告示番号	年月日 認可番号					
東京都計画下水道（東京都公共下水道）	平成 26.3.7 東京都告示 第270号			計画区域 56,375ha 変更なし	—	—	変更なし	千代田幹線の起点位置及びルートの変更
			平成26.3.20 届出	計画区域 56,451ha 変更なし	昭和32年～ 平成28年度 変更なし	8,589,807	変更なし	再構築事業により、新番町幹線の追加、京島幹線の変更、江東区東陽六丁目、平野二丁目主要枝線の変更、足立区千住緑町一、二丁目主要枝線の追加 管渠の更生工法により、麻布幹線他14幹線の追加および変更、京橋川雨水渠の追加、渋谷区神宮前二丁目、代々木一丁目主要枝線他2主要枝線の追加 浸水対策事業により、第二田柄川幹線の追加、板橋区小豆沢四丁目、北区赤羽北一丁目主要枝線の追加、世田谷区大蔵一丁目、桜丘四丁目主要枝線の変更 時間75ミリ降雨対策により、千川増強幹線の追加 合流式下水道改善事業により、中央区新富一丁目雨水貯留施設1雨水貯留管渠の追加 処理施設の処理方式等の変更により、芝浦水再生センターほか10水再生センター、南部汚泥処理プラントの変更

2-2-2 都市計画決定の概要

(1) 名称 東京都市計画下水道 東京都公共下水道

(2) 排水区域

区分	名称	面積	備考
計画の決定	東京都公共下水道	56,375ha	千代田区ほか22特別区

(3) 下水道管きょ

内 訳	幹線数
合流管きょ	38
分流管きょ (汚水)	1
分流管きょ (雨水)	1
放流管きょ	84
幹線管きょ計	124

(4) ポンプ施設

処理区名 及び排水 区 名	名 称	位 置	敷 地 面 積
芝 浦 処 理 区	浜町ポンプ場	中央区日本橋浜町三丁目地内	約 3,430㎡
	箱崎ポンプ場	中央区日本橋箱崎町地内	約 3,300㎡
	桜橋ポンプ場	中央区新富一丁目地内	約 2,640㎡
	桜橋第二ポンプ場	中央区湊一丁目地内	約 6,300㎡
	明石町ポンプ場	中央区築地七丁目地内	約 3,050㎡
	芝浦ポンプ場	港区芝浦四丁目地内	約 11,560㎡
	銭瓶町ポンプ場	千代田区大手町二丁目地内	約 10,980㎡
	品川埠頭ポンプ場	品川区東品川五丁目地内	約 2,110㎡
	天王洲ポンプ場	品川区東品川二丁目地内	約 300㎡
	汐留第二ポンプ場	港区海岸一丁目地内	約 9,890㎡
	東品川ポンプ場	品川区東品川三丁目地内	約 11,500㎡
	一ツ橋ポンプ場	千代田区一ツ橋一丁目地内	約 1,500㎡
勝どきポンプ場	中央区勝どき五丁目地内	約 5,630㎡	
三河島 処 理 区	白鬚西ポンプ場	荒川区南千住八丁目地内	約 13,500㎡
	湯島ポンプ場	文京区湯島四丁目地内	約 3,030㎡
	和泉町ポンプ場	千代田区神田和泉町地内	約 500㎡

処理区名 及び排水 区 名	名 称	位 置	敷 地 面 積
三 河 島 処 理 区	日本堤ポンプ場	台東区浅草五丁目地内	約 3,200㎡
	山谷ポンプ場	台東区橋場二丁目地内	約 600㎡
	藍染ポンプ場	荒川区荒川八丁目地内, 三河島水再生センター内	—
	町屋ポンプ場	荒川区町屋八丁目地内	約 3,900㎡
	後楽ポンプ場	文京区後楽一丁目地内	約 6,610㎡
砂 町 処 理 区	小松川第二ポンプ場	江戸川区小松川一丁目地内	約 14,600㎡
	千住西ポンプ場	足立区千住桜木一丁目地内	約 3,470㎡
	千住ポンプ場	足立区千住曙町地内	約 5,840㎡
	隅田ポンプ場	墨田区堤通二丁目地内	約 6,190㎡
	吾嬬ポンプ場	墨田区立花五丁目地内	約 6,170㎡
	吾嬬第二ポンプ場	墨田区立花六丁目地内	約 18,000㎡
	小松川ポンプ場	江戸川区平井三丁目地内	約 9,130㎡
	大島ポンプ場	江東区大島六丁目地内	約 9,080㎡
	業平橋ポンプ場	墨田区吾妻橋三丁目地内	約 5,790㎡
	三之橋ポンプ場	墨田区立川四丁目地内	約 4,710㎡
	佃島ポンプ場	中央区佃三丁目地内	約 6,500㎡
	越中島ポンプ場	江東区越中島三丁目地内	約 810㎡
	木場ポンプ場	江東区東陽七丁目地内	約 8,890㎡
	東雲ポンプ場	江東区潮見一丁目地内	約 5,000㎡
	江東ポンプ場	江東区東雲二丁目地内	約 23,200㎡
	両国ポンプ場	墨田区横網一丁目地内	約 9,000㎡
	有明北その1ポンプ場	江東区有明二丁目地内	約 250㎡
	台場その1ポンプ場	港区台場地内	約 560㎡
	青海その2ポンプ場	江東区青海一丁目地内	約 540㎡
	有明南その1ポンプ場	江東区有明三丁目地内	約 390㎡
	千住関屋ポンプ場	足立区千住関屋町地内	約 10,000㎡
	新砂ポンプ場	江東区新砂三丁目地内	約 2,250㎡
	若洲ポンプ場	江東区若洲地内	約 1,150㎡
	新木場ポンプ場	江東区新木場二丁目地内	約 1,060㎡
	東雲南ポンプ場	江東区東雲二丁目地内	約 2,920㎡
	有明ポンプ場	江東区有明四丁目地内	約 1,000㎡
青海ふ頭ポンプ場	江東区青海二丁目地内	約 1,050㎡	
有明北雨水ポンプ場	江東区有明一丁目地内	約 5,500㎡	
豊洲ポンプ場	江東区豊洲二丁目地内	約 340㎡	
晴海ポンプ場	中央区晴海二丁目地内	約 3,300㎡	
小 台 処 理 区	神谷ポンプ場	北区神谷三丁目地内	約 6,800㎡
	王子ポンプ場	北区堀船三丁目地内	約 4,700㎡
	新田ポンプ場	足立区新田三丁目地内	約 6,000㎡
	宮城ポンプ場	足立区宮城二丁目地内, みやぎ水再生センター内	—

処理区名 及び排水 区 名	名 称	位 置	敷 地 面 積
小 台 処 理 区	王子第二ポンプ場	北区堀船三丁目地内	約 4,500㎡
森 ヶ 崎 処 理 区	鮫洲ポンプ場	品川区東大井一丁目地内	約 18,500㎡
	浜川ポンプ場	品川区東大井二丁目地内	約 2,360㎡
	平和島ポンプ場	大田区平和島四丁目地内	約 8,500㎡
	矢口ポンプ場	大田区矢口三丁目地内	約 10,200㎡
	六郷ポンプ場	大田区南六郷一丁目地内	約 10,720㎡
	羽田ポンプ場	大田区羽田旭町地内	約 4,740㎡
	大森東ポンプ場	大田区大森東一丁目地内	約 29,620㎡
	東糀谷ポンプ場	大田区東糀谷六丁目地内	約 21,470㎡
	雑色ポンプ場	大田区南六郷三丁目地内	約 11,840㎡
	勝島ポンプ場	品川区勝島一丁目地内	約 18,100㎡
	東海ポンプ場	大田区東海四丁目地内	約 1,890㎡
	八潮ポンプ場	品川区八潮五丁目地内	約 4,100㎡
	城南島ポンプ場	大田区城南島二丁目地内	約 1,110㎡
京浜島ポンプ場	大田区京浜島一丁目地内	約 1,310㎡	
小菅 処 理 区	亀有ポンプ場	葛飾区青戸七丁目地内	約 6,660㎡
	本田ポンプ場	葛飾区東四つ木一丁目地内	約 9,500㎡
	堀切ポンプ場	葛飾区堀切一丁目地内	約 7,800㎡
葛 西 処 理 区	新宿ポンプ場	葛飾区新宿一丁目地内	約 5,390㎡
	細田ポンプ場	葛飾区奥戸九丁目地内	約 6,670㎡
	小岩ポンプ場	江戸川区南小岩五丁目地内	約 5,800㎡
	篠崎ポンプ場	江戸川区東篠崎二丁目地内	約 46,100㎡
	西小松川ポンプ場	江戸川区松島二丁目地内	約 4,880㎡
	東小松川ポンプ場	江戸川区東小松川四丁目地内	約 10,050㎡
	新川ポンプ場	江戸川区北葛西一丁目地内	約 10,000㎡
	新小岩ポンプ場	葛飾区西新小岩二丁目地内	約 15,540㎡
新河岸 処 理 区	志村ポンプ場	板橋区小豆沢四丁目地内	約 4,440㎡
中 川 処 理 区	梅田ポンプ場	足立区梅田四丁目地内	約 21,800㎡
	熊の木ポンプ場	足立区江北三丁目地内	約 19,000㎡
	加平ポンプ場	足立区綾瀬七丁目地内	約 9,310㎡
	東金町ポンプ場	葛飾区東金町八丁目地内	約 15,000㎡

(5) 処理施設

名 称	位 置	敷 地 面 積
芝浦水再生センター	港区港南一丁目及び港南三丁目各地下内	約 215,100m ²
三河島水再生センター	荒川区荒川八丁目地下内	約 184,900m ²
蔵前水再生センター	台東区蔵前二丁目地下内	約 24,600m ²
東尾久浄化センター	荒川区東尾久七丁目地下内	約 74,000m ²
砂町水再生センター	江東区新砂三丁目地下内	約 788,700m ²
有明水再生センター	江東区有明二丁目地下内	約 46,600m ²
みやぎ水再生センター	足立区宮城二丁目地下内	約 105,730m ²
小台浄化センター	足立区小台一丁目地下内	約 32,700m ²
落合水再生センター	新宿区上落合一丁目地下内	約 85,070m ²
中野水再生センター	中野区新井三丁目地下内	約 63,000m ²
森ヶ崎水再生センター	大田区大森南四丁目、大森南五丁目及び昭和島二丁目各地下内	約 413,500m ²
小菅水再生センター	葛飾区小菅一丁目及び小菅三丁目各地下内	約 140,300m ²
葛西水再生センター	江戸川区臨海町一丁目地下内	約 362,000m ²
新河岸水再生センター	板橋区新河岸三丁目地下内	約 193,500m ²
浮間水再生センター	板橋区東坂下二丁目、舟渡一丁目及び北区浮間四丁目各地下内	約 207,000m ²
中川水再生センター	足立区中川五丁目地下内	約 309,880m ²
南部汚泥処理プラント	大田区城南島五丁目地下内	約 71,850m ²
東部汚泥処理プラント	江東区新砂三丁目地下内	約 114,000m ²

(6) 設計の概要

ア) 計画基準

計 画 汚 水 量	地域に応じて定め区部平均で日平均270L/人/日（給水量を基準とする汚水量）である。 その他、工場排水、地下水量を見込む。区部全体で日最大 6,090,000m ³ /日
雨 水 流 出 量	降雨強度公式 $i = \frac{5,000}{t + 40}$ として $Q = C \times \frac{5,000}{t + 40} \times \frac{10,000}{60 \times 60 \times 1,000} \times A$ により算定 ここにQ：雨水流出量（m ³ /秒） C：流出係数 A：排水面積（ha） t：降雨継続時間（分） Cは用途地域及び表面工種に応じ20～90%と定む。
計 画 人 口	区部全体で 8,691,800人とした。

イ) 主要施設 省略

2-2-3 施行済みの事業

(1) 東京都市計画東京市下水道

事業別	予算額 円	竣工額 円	施工延長 m	施行年度	摘要
第1期下水道改良工事	15,000,000	14,618,123	135,818	自明治 44年 至大正 12年	浅草区、下谷区の大部、本郷区、神田区の一部並びに田町、和泉町ポンプ場及び三河島処理場竣工
下水道一部速成工事	2,520,000	2,497,989	14,876	自大正 5年 至同 9年	山の手及び下谷方面、芝区の内、雨水氾濫箇所に対し施行
第2期下水道改良工事	20,000,000	4,311,283	35,115	自大正 9年 至同 12年	麴町、日本橋、京橋区の一部並びに銭瓶町ポンプ場の一部施行、震災のため打ち切り
帝都復興下水道改良工事	40,211,321	39,603,453	280,056	自大正 12年 至昭和 6年	焼失区域一帯並びに芝浦、銭瓶町、木場、業平、三之橋各ポンプ場、砂町処理場
管渠移転工事	2,454,911	2,310,518	102,567	自大正 14年 至昭和 5年	震災後区画整理に伴う第1期区域内、下水道の移転整理
下水道応急整理工事	1,600,000	948,402	30,465	自大正 15年 至昭和 4年	震災後区画整理に伴う第1期区域内、既設下水道の整理
失業救済工事 (昭和2年度)	355,108	340,415	2,518	自昭和 2年 至同 3年	山の手方面雨水氾濫箇所に対し施行
失業救済工事 (昭和3年度)	461,624	428,477	4,472	昭和 3年	山の手方面雨水氾濫箇所に対し施行
失業救済工事 (昭和4年度)	1,932,460	1,711,460	17,563	自昭和 4年 至同 5年	全市域に亘り雨水氾濫箇所に対し施行
昭和5年度速成工事	3,000,000	2,674,854	39,619	自昭和 5年 至同 7年	同上並びに急施を要すべき箇所に対し施行
失業救済工事 (昭和6年度)	500,000	455,538	12,285	自昭和 6年 至同 7年	同上並びに急施を要すべき箇所に対し施行
失業救済工事 (昭和7年度)	500,000	461,219	8,516	自昭和 7年 至同 8年	同上並びに急施を要すべき箇所に対し施行
昭和5, 6, 7年度第2改良速成工事	8,250,000	7,561,665	120,534	自昭和 5年 至同 8年	同上並びに芝浦ポンプ場の拡張
継続都市計画速成工事	5,740,695	5,600,286	33,792	自大正 14年 至昭和 9年	全市域並びに急施を要すべき箇所に対し施行
継続都市計画完成下水道改良工事	38,500,000	27,688,297	336,689	自大正 7年 至昭和 19年	同市内の下水道の内、ポンプ場、下水処理場の完成、管渠残部の約5割
計	141,026,119	111,211,979	1,174,885		
下水道課以外にて施行	9,905,064	9,905,064	247,700	昭和 19年	復興局・府・市・道路の改修施行するものの工費は推計による。
備考 継続都市計画完成下水道改良工事及び継続郊外下水道改良工事は、戦時に際し、昭和19年度限り国庫補助が中止となったため、同年度限り工事打ち切りとした。	150,931,183	121,117,043	1,422,585		

(2) 東京都市計画郊外下水道

事業別	予算額	竣工額	施工延長	施行年度	摘要
	円	円	m		
大崎町 (第1期工事)	746,263	746,263	24,812	自大正 13年 至昭和 6年	市域併合以前旧大崎町地内に施行
大崎町 (第2期工事)	273,369	273,369	20,246	自昭和 5年 至 同 7年	市域併合以前旧大崎町地内に施行
大久保町 (第1期工事)	408,763	408,763	10,066	自昭和 3年 至 同 6年	市域併合以前旧大久保町地内に施行
大久保町 (第2期工事)	4,743	4,743	-	昭和 7年	市域併合以前旧大久保町地内に施行
高田町	527,407	527,407	10,669	自昭和 5年 至 同 7年	市域併合以前旧高田町地内に施行
西巢鴨町	68,829	68,829	514	自昭和 6年 至 同 7年	市域併合以前旧西巢鴨町地内に施行
巢鴨町	674,982	674,982	27,998	自昭和 3年 至 同 7年	市域併合以前旧巢鴨町地内に施行
王子町	731,194	731,194	10,826	自昭和 3年 至 同 7年	市域併合以前旧王子町地内に施行
尾久町 (第1期工事)	779,144	779,144	27,731	自昭和 2年 至 同 7年	市域併合以前旧尾久町地内に施行
尾久町 (第2期工事)	10,050	10,050	196	昭和 7年	市域併合以前旧尾久町地内に施行
東部下水道町村 組合	837,842	837,842	9,034	自昭和 6年 至 同 7年	市域併合以前旧日暮里、三河島、 南千住町地内に施行
千住町 (第1期工事)	507,995	507,995	13,149	自大正 10年 至昭和 15年	市域併合以前旧千住町地内に施行
千住町 (第2期工事)	819,869	819,870	28,019	自昭和 2年 至 同 7年	市域併合以前旧千住町地内に施行
臨時部下水道千 住町工事	27,000	23,355	703	昭和 7年	千住町(第2期)残部市域併合後旧 千住町地内に施行
継続郊外下水道 改良工事	15,800,000	15,440,595	285,197	自昭和 7年 至 同 19年	新市内旧町村にて施行中のもの を引続き旧市域併合後一部追加施 行
計	22,217,450	21,854,401	469,160		
下水道課以外に て施行	2,228,612	2,228,612	56,301	昭和 19年	府、市道路改修に伴い施行するも のの工費は推計による。
新市域合計	24,446,062	24,083,013	525,461		
総 計	175,377,245	145,200,056	1,948,046		

備考 継続都市計画完成下水道改良工事及び継続郊外下水道改良工事は、戦時に際し、昭和19年度限り国庫補助が中止となったため、同年度限り工事打ち切りとした。

(3) 終戦後施行

事業名	予算額(円)	決算額(円)	竣工延長(m)	施行年度	備考
下水道復旧	15,795,000	15,795,000		昭和 年 20～23	戦災箇所及び戦時 未補修のまま機能 低下又は停止をみ た箇所を復旧
計	15,795,000	15,795,000	—	—	
下水道復旧 管渠移転	61,065,000	55,408,460	15,821.00	21～25	区画整理地区内の 下水管移転及び新 管を敷設する(事 業名変更)
〃	40,000,000	39,129,844	9,649.00		〃
〃	56,000,000	55,245,816	11,649.00		〃
〃	60,000,000	58,017,088	11,805.00		〃
〃	57,000,000	51,828,572	10,415.00		〃
〃	85,000,000	79,776,048	16,243.00		〃
〃	139,195,995	122,992,105	23,125.00		〃
〃	95,000,000	88,456,072	12,832.20		〃
計	593,260,995	550,854,005	111,539.20		
下水道増補 改良	82,500,000	21,473,830		21～25	既存設備の改良増 補
計	82,500,000	21,473,830			
下水道拡張	増補改良事業も含む				
〃	276,000,000	95,929,364	7,602.00	23～25	下水道施設を拡張 する。
〃	同上 309,000,000	159,962,267	14,296.00	26	〃
〃	(334,931,485 144,391,984)	257,601,869	17,992.00	27	〃
〃	(500,000,000 221,721,600)	490,760,207	15,267.00	28	〃
〃	(600,000,000 230,961,393)	434,046,434	22,075.00	29	〃
〃	(600,000,000 149,898,877)	413,675,924	26,373.60	30	〃
〃	1,633,000,000	1,047,411,361	74,588.00	31	〃

事業名	予算額(円)	決算額(円)	竣工延長(m)	施行年度	備考
下水道拡張	2,226,000,000	2,032,984,363	82,103.50	昭和32年	下水道施設を拡張する。
〃	3,000,000,000 (179,200,000)	2,909,780,265	74,745.70	33	〃
〃	4,500,000,000 (231,000,000)	4,171,154,459	77,109.87	34	〃
〃	7,600,000,000 (410,000,000)	7,181,363,259	88,872.76	35	〃
〃	10,042,190,000 (538,010,506)	9,666,336,043	77,860.00	36	〃
〃	12,000,000,000 (60,000,000)	10,667,617,617	105,240.78	37	〃
〃	16,842,000,000 (515,150,911)	14,636,505,985	157,222.90	38	〃
〃	21,841,500,000 (2,488,230,522)	21,489,502,510	225,032.67	39	〃
〃	25,215,000,000 (725,709,853)	22,956,280,686	190,588.02	40	〃
〃	29,800,000,000 (781,187,185)	26,709,866,617	287,335.46	41	〃
〃	38,000,000,000 (943,227,036)	33,879,886,446	340,648.78	42	〃
〃	40,000,000,000 (267,902,298)	38,484,477,528	375,613.57	43	〃
〃	43,000,000,000	39,303,969,385	337,878.05	44	〃
〃	52,500,000,000	49,568,848,206	348,182.09	45	〃
〃	91,455,000,000	80,549,458,676	484,952.40	46	〃
〃	116,000,000,000 (10,905,541,324)	113,193,236,890	531,293.73	47	〃
〃	118,000,000,000 (11,537,304,434)	119,490,214,852	487,891.79	48	〃
〃	155,000,000,000 (9,652,064,582)	153,401,160,308	388,449.06	49	〃
〃	195,000,000,000	158,375,760,231	410,696.35	50	〃

事業名	予算額(円)	決算額(円)	竣工延長(m)	施行年度	備考
下水道拡張	195,000,000,000	169,861,915,545	375,041.71	昭和51年	下水道施設を拡張する。
〃	215,000,000,000 (867,084,455)	183,879,203,725	354,568.29	52	〃
〃	225,000,000,000 (537,462,000)	200,770,418,542	377,322.42	53	〃
〃	225,000,000,000 (892,000,000)	216,117,146,568	414,806.96	54	〃
〃	225,000,000,000 (8,773,000,000)	221,090,598,467	313,255.46	55	〃
〃	225,000,000,000 (12,097,000,000)	225,703,824,558	286,535.66	56	〃
〃	235,000,000,000 (10,883,000,000)	240,294,999,265	324,238.30	57	〃
〃	237,000,000,000 (4,589,000,000)	224,948,862,467	369,675.91	58	〃
〃	237,000,000,000 (1,051,000,000)	221,232,622,105	403,925.46	59	〃
〃	237,000,000,000	235,327,359,369	420,700.25	60	〃
〃	257,000,000,000	247,616,067,985	499,137.19	61	〃
〃	269,000,000,000	266,981,726,242	501,636.35	62	〃
〃	257,000,000,000	246,566,597,174	440,851.78	63	〃
〃	266,700,000,000	259,416,565,374	430,355.00	平成元年	〃
〃	266,700,000,000	250,536,149,078	384,846.93	2	〃
〃	270,000,000,000	252,862,831,126	312,408.17	3	〃
〃	267,000,000,000	266,847,499,465	275,268.61	4	〃
〃	279,800,000,000	274,380,285,889	245,567.00	5	〃
〃	255,000,000,000 (4,199,412,000)	248,966,359,725	207,090.00	6	〃

事業名	予算額(円)	決算額(円)	竣工延長(m)	施行年度	備考
下水道拡張	245,000,000,000 (4,689,126,500)	241,084,515,838	137,911.00	平成7年	下水道施設を拡張する。
〃	225,000,000,000 (2,403,341,300)	199,521,087,595	107,273.00	8	〃
〃	220,000,000,000 (2,047,032,300)	185,895,923,809	88,906.00	9	〃
〃	190,000,000,000 (2,637,128,000)	169,169,583,864	89,338.00	10	〃
〃	170,000,000,000 (18,505,947,000)	154,302,632,807	88,517.60	11	〃
〃	165,000,000,000 (22,641,079,000)	162,334,545,780	96,792.90	12	〃
〃	165,000,000,000 (18,809,119,500)	148,286,628,117	91,900.40	13	〃
〃	150,000,000,000 (23,281,477,890)	151,469,043,009	85,221.12	14	〃
〃	140,000,000,000 (17,394,028,000)	145,227,298,584	111,509.85	15	〃
〃	125,000,000,000 (7,496,695,500)	115,891,371,500	97,547.12	16	〃
〃	125,000,000,000 (11,518,792,550)	107,775,106,767	88,484.92	17	〃
〃	125,000,000,000 (19,745,526,996)	102,568,103,803	93,812.85	18	〃
〃	125,000,000,000 (28,456,803,900)	120,263,392,160	98,223.33	19	〃
〃	125,000,000,000 (30,123,411,990)	115,276,785,800	113,240.82	20	〃
〃	125,000,000,000 (36,642,533,550)	130,227,673,294	107,305.19	21	〃
〃	125,000,000,000 (22,442,574,000)	106,524,289,644	90,888.31	22	〃
〃	146,486,000,000 (25,379,466,000)	127,487,736,707	106,955.71	23	〃
〃	145,000,000,000 (37,873,458,000)	144,369,679,005	131,085.61	24	〃
〃	145,000,000,000 (35,179,856,880)	153,252,174,419	129,291.33	25	〃
計	8,611,960,621,485	8,145,896,396,923	14,141,347.59		

(注) ()は前年度からの繰越で外書きである。

2-3 営業

2-3-1 下水道使用件数

(1) 所管別使用件数

平成25年度末（単位：件）

種別 所別	計	水道汚水	井戸汚水		その他汚水	
			専用	併用	専用	併用
合計	5,304,891	5,295,917	6,086	12,651	2,888	613
経理部	2,888	0	0	0	2,888	613
中部	498,657	497,641	1,016	1,156	0	0
北部	553,719	553,442	277	1,811	0	0
東部第一	416,135	416,101	34	780	0	0
東部第二	891,365	891,252	113	881	0	0
西部第一	776,442	776,106	336	2,152	0	0
西部第二	866,825	862,849	3,976	3,614	0	0
南部	1,298,860	1,298,526	334	2,257	0	0

- (注) 1. 「その他汚水」欄には、工業用水道水、地下鉄湧水、洞道湧水、一時使用を一括して掲げた。
 2. 簡易水道水は「井戸汚水」欄に算入した。
 3. 専用とは当該水種のみを使用しているものをいい、併用は当該水種と水道水を併せて使用しているものをいう。なお併用については、水道汚水の件数と重複するため、計には含めない。

(2) 特別区別使用件数

平成25年度末 (単位：件)

種別 区別	計	水道汚水	井戸汚水		その他汚水	
			専用	併用	専用	併用
合計	5,304,891	5,295,917	6,086	12,651	2,888	613
千代田	49,861	49,507	14	260	340	0
中央	104,049	102,896	910	193	243	0
港	174,137	173,805	56	400	276	0
新宿	238,293	238,023	56	627	214	0
文京	134,210	134,063	36	567	111	0
台東	123,239	123,102	26	209	111	1
墨田	151,029	150,915	14	144	100	84
江東	265,544	265,186	20	636	338	251
品川	229,308	229,135	61	435	112	0
目黒	167,968	167,880	52	344	36	0
大田	396,881	396,582	57	537	242	0
世田谷	505,156	504,929	164	941	63	0
渋谷	171,605	171,433	36	303	136	0
中野	207,324	207,199	91	411	34	0
杉並	331,098	330,884	189	1,114	25	0
豊島	186,904	186,607	177	952	120	0
北	193,462	193,347	85	474	30	42
荒川	109,746	109,670	38	83	38	28
板橋	305,572	305,327	178	790	67	49
練馬	367,948	364,175	3,713	2,350	60	36
足立	334,350	334,236	47	386	67	31
葛飾	224,708	224,634	27	219	47	31
江戸川	332,499	332,382	39	276	78	60

- (注) 1. 「その他汚水」欄には、工業用水道水、地下鉄湧水、洞道湧水、一時使用を一括して掲げた。
 2. 簡易水道水は「井戸汚水」欄に算入した。
 3. 専用とは当該水種のみを使用しているものをいい、併用は当該水種と水道水を併せて使用しているものをいう。なお、併用については、水道汚水の件数と重複するため、計には含めない。

(3) 水道汚水使用件数

過去10年間の水道汚水使用件数の推移は次のとおりである。

(単位：件)

種別 年度末	合計		一般用	浴場営業用
	件数	指数		
16	4,705,648	100	4,704,749	899
17	4,793,279	102	4,792,416	863
18	4,894,782	104	4,893,976	806
19	4,983,932	106	4,983,170	762
20	5,037,450	107	5,036,727	723
21	5,069,942	108	5,069,239	703
22	5,107,553	109	5,106,882	671
23	5,154,157	110	5,153,517	640
24	5,218,430	111	5,217,815	615
25	5,295,917	113	5,295,327	590

※ 指数は平成16年度を基準としている。

(4) その他汚水使用件数

過去10年間のその他汚水使用件数の推移は次のとおりである。

(単位：件)

種別 年度末	井戸汚水				その他汚水				
	手動		動力		地下鉄 湧水	工業用水道		その他	
	専用	併用	専用	併用		専用	併用	専用	併用
16	3	5	8,449	17,990	351	107	671	1,856	0
17	3	5	8,010	17,242	355	102	670	1,872	0
18	3	5	7,791	16,319	354	99	655	1,990	0
19	2	3	7,606	16,073	352	100	647	2,021	0
20	1	3	7,325	15,620	362	98	639	2,106	0
21	1	3	6,848	14,851	365	98	633	2,216	0
22	1	3	6,655	14,369	351	97	633	2,249	0
23	1	3	6,456	13,875	353	97	633	2,302	0
24	1	3	6,275	13,353	357	99	613	2,291	0
25	1	3	6,085	12,648	358	97	613	2,433	0

(注)1 専用とは当該水種のみを使用しているものをいい、併用は当該水種と水道水を併せて使用しているものをいう。

2 簡易水道水は「井戸汚水」欄に計上した。

2-3-2 汚水排出量

(1) 用途別汚水排出量

過去10年間の用途別汚水排出量の推移は、次のとおりである。

(単位：m³)

年度	計	指数	一般用	浴場営業用
16	1,131,727,876	100	1,122,999,130	8,728,746
17	1,132,787,663	100	1,124,511,409	8,276,254
18	1,134,256,449	100	1,126,427,814	7,828,635
19	1,134,801,746	100	1,127,336,233	7,465,513
20	1,121,001,830	99	1,114,058,383	6,943,447
21	1,111,571,937	98	1,105,012,454	6,559,483
22	1,116,894,146	99	1,110,491,761	6,402,385
23	1,093,016,458	97	1,086,879,493	6,136,965
24	1,094,642,323	97	1,088,526,802	6,115,521
25	1,094,097,641	97	1,088,357,145	5,740,496

※ 指数は平成16年度を基準としている。

(2) 用途別・月別汚水排出量

(平成25年度 単位：件、m³)

	計		
	件数	水量	平均水量
合計	63,916,484	1,094,097,641	17.1
4月	5,278,614	86,173,452	16.3
5月	5,348,072	91,287,876	17.1
6月	5,250,612	91,990,303	17.5
7月	5,379,167	92,085,825	17.1
8月	5,272,380	92,788,522	17.6
9月	5,348,394	93,523,040	17.5
10月	5,306,289	90,472,891	17.1
11月	5,353,791	91,576,000	17.1
12月	5,281,247	90,409,225	17.1
1月	5,383,800	93,573,947	17.4
2月	5,288,856	91,464,748	17.3
3月	5,425,262	88,751,812	16.4
	一 般 用		
	件数	水量	平均水量
合計	63,908,720	1,088,357,145	17.0
4月	5,277,956	85,726,185	16.2
5月	5,347,407	90,774,947	17.0
6月	5,249,983	91,520,439	17.4
7月	5,378,475	91,592,802	17.0
8月	5,271,740	92,313,381	17.5
9月	5,347,758	93,035,415	17.4
10月	5,305,643	89,994,412	17.0
11月	5,353,141	91,097,282	17.0
12月	5,280,657	89,979,363	17.0
1月	5,383,101	93,042,333	17.3
2月	5,288,252	91,010,948	17.2
3月	5,424,607	88,269,638	16.3
	浴場営業用		
	件数	水量	平均水量
合計	7,764	5,740,496	739.4
4月	658	447,267	679.7
5月	665	512,929	771.3
6月	629	469,864	747.0
7月	692	493,023	712.5
8月	640	475,141	742.4
9月	636	487,625	766.7
10月	646	478,479	740.7
11月	650	478,718	736.5
12月	590	429,862	728.6
1月	699	531,614	760.5
2月	604	453,800	751.3
3月	655	482,174	736.1

(注) 件数は、調定件数である。

2-3-3 料金徴収

(1) 下水道料金調定・収入状況

過去10年間の下水道料金の調定・収入の推移は次のとおりである。

(単位：円、%)

種別 年度	過年度繰越額	当該年度調定額	合計 (A)	当該年度収入額 (B)	収入率 (B/A)
16	13,054,114,605	179,596,815,692	192,650,930,297	176,480,624,060	91.6
17	16,170,306,237	179,499,484,844	195,669,791,081	178,939,026,820	91.4
18	16,730,764,261	178,868,948,684	195,599,712,945	179,100,233,546	91.6
19	16,499,479,399	178,000,680,725	194,500,160,124	178,313,851,796	91.7
20	16,186,308,328	174,294,480,882	190,480,789,210	176,254,203,382	92.5
21	14,226,585,828	170,840,484,637	185,067,070,465	171,887,255,599	92.9
22	13,179,814,866	171,378,285,138	184,558,100,004	171,472,065,674	92.9
23	13,086,034,330	166,101,048,517	179,187,082,847	166,281,871,951	92.8
24	12,905,210,896	166,735,652,366	179,640,863,262	164,720,894,949	91.7
25	14,919,968,313	166,449,741,020	181,369,709,333	165,952,584,815	91.5

(2) 所管別料金調定・収入状況

種別 所別	過年度繰越額	平成25年度調定額	合 計	平成25年度収入額
合 計	14,919,968,313	166,449,741,020	181,369,709,333	165,952,584,815
水道局委託	14,431,839,093	160,413,597,948	174,845,437,041	159,932,504,252
経 理 部	239,329,266	3,338,197,657	3,577,526,923	3,354,697,243
中 部	24,125,447	334,870,447	358,995,894	342,432,782
北 部	58,821,220	163,997,064	222,818,284	169,907,507
北部第二	0	0	0	0
東部第一	6,650,296	1,239,689,494	1,246,339,790	1,153,397,503
東部第二	75,825,500	120,771,414	196,596,914	195,219,518
西部第一	5,992,352	210,443,256	216,435,608	207,593,532
西部第二	25,222,675	68,173,080	93,395,755	74,866,607
南 部	52,162,464	560,000,660	612,163,124	521,965,871

※北部第二下水道事務所は平成23年3月31日付で廃止。

(3) 年度別下水道料金調定額等の推移

(単位：件、m³、円)

項目	件数	汚水排出量	平均水量	調定金額	平均金額
年度	A	B	B/A	C	C/A
16	56,857,110	1,131,727,876	19.9	179,596,815,692	3,159
	(100.00)	(100.00)	(100.00)	(100.00)	(100.00)
17	57,879,066	1,132,787,663	19.6	179,499,484,844	3,101
	(101.80)	(100.09)	(98.33)	(99.95)	(98.18)
18	58,965,154	1,134,256,449	19.2	178,868,948,684	3,033
	(103.71)	(100.22)	(96.64)	(99.59)	(96.03)
19	60,123,338	1,134,801,746	18.9	178,000,680,725	2,961
	(105.74)	(100.27)	(94.82)	(99.11)	(93.73)
20	61,046,040	1,121,001,830	18.4	174,294,480,882	2,855
	(107.37)	(99.05)	(92.26)	(97.05)	(90.39)
21	61,537,620	1,111,571,937	18.1	170,840,484,637	2,776
	(108.23)	(98.22)	(90.75)	(95.12)	(87.89)
22	61,974,572	1,116,894,146	18.0	171,378,285,138	2,765
	(109.00)	(98.69)	(90.54)	(95.42)	(87.54)
23	62,389,263	1,093,016,458	17.5	166,101,048,517	2,662
	(109.73)	(96.58)	(88.02)	(92.49)	(84.28)
24	63,076,227	1,094,642,323	17.4	166,735,652,366	2,643
	(110.94)	(96.72)	(87.19)	(92.84)	(83.69)
25	63,916,484	1,094,097,641	17.1	166,449,741,020	2,604
	(112.42)	(96.67)	(86.00)	(92.68)	(82.44)

(注) 1. 各欄の下段の()書き数値は、平成16年度を100としたものである。

2-3-4 排水設備

(1) 年度別排水設備設置状況

種別 年度	排水設備 届出件数 (件) ※	水洗便器数		ディスポーザ 排水処理シス テム設置数 (件)	雨水浸透施設	
		大便器 (個)	うち節水型 (個)		浸透管 (m)	浸透ます (個)
平成4	87,230	127,404	70,697	—	—	—
5	94,601	136,112	86,730	—	—	—
6	92,208	126,373	79,686	—	—	—
7	87,077	115,871	82,899	—	45,979	8,959
8	87,261	106,163	80,940	—	56,230	10,551
9	76,251	100,929	73,229	—	52,905	10,001
10	77,577	102,531	80,604	3	60,262	13,998
11	77,582	100,056	82,062	15	44,433	28,921
12	78,897	105,609	92,427	37	36,815	7,522
13	84,949	111,587	100,545	71	31,954	5,603
14	90,855	122,805	111,322	89	54,249	11,398
15	102,777	132,693	121,381	110	56,804	12,700
16	103,599	135,361	126,009	119	70,165	13,147
17	108,469	135,993	125,624	183	48,649	10,841
18	118,581	146,744	141,436	343	41,648	11,099
19	88,035	114,326	107,860	77	40,729	9,036
20	77,803	106,193	101,285	134	37,091	9,811
21	72,166	106,843	98,330	120	42,147	11,507
22	67,850	102,879	98,619	82	38,308	10,990
23	76,586	110,169	107,458	135	42,433	14,672
24	77,378	107,690	105,394	169	47,439	13,515
25	98,542	123,769	121,010	227	39,016	12,934

※ 届出件数＝世帯数

(2) 年度別水洗便所助成状況

年度	助成金額 (1件当たり上限)		助 成 件 数		
	一般助成 (円)	(特別) 助成 (円)	一般助成 (件)	(特別) 助成 (件)	計 (件)
平成4	45,000	285,000	478	247	725
5	60,000	380,000	457	251	708
6	60,000	386,000	381	217	598
7	60,000	390,000	250	120	370
8	60,000	390,000	189	116	305
9	60,000	397,000	127	82	209
10	60,000	397,000	50	36	86
11	60,000	397,000	22	48	70
12	—————	397,000	(※) 1	29	30
13	—————	397,000	—————	27	27
14	—————	397,000	—————	14	14
15	—————	397,000	—————	7	7
16	—————	380,000	—————	11	11
17	—————	380,000	—————	3	3
18	—————	380,000	—————	8	8
19	—————	380,000	—————	3	3
20	—————	380,000	—————	8	8
21	—————	380,000	—————	6	6
22	—————	380,000	—————	4	4
23	—————	380,000	—————	6	6
24	—————	380,000	—————	1	1
25	—————	380,000	—————	1	1

(※) 平成11年度の受付け分であるが、事務手続上会計処理が12年度になったもの

2-3-5 水質規制

(1) 特定施設、除害施設関連の届出件数

(平成25年度)

下水道事務所	使用開始 (変更)届	特 定 施 設			除 害 施 設			(共 通)		
		設 置	使 用	構 造 変 更	新 設	増 改 築	設 築	氏 名 変 更	使 用 止 承 継	承 継
東部第一	22	9	0	21	9	13	51	21	2	
東部第二	32	16	0	42	8	32	31	25	5	
西部第一	58	29	0	49	7	12	153	79	18	
南 部	36	18	0	29	11	6	60	29	10	
計	148	72	0	141	35	63	295	154	35	

注1： 特定施設に関する届出の根拠規定

- 設置届 … 下水道法第12条の3第1項
- 使用届 … 下水道法第12条の3第2項及び第3項
- 変更届 … 下水道法第12条の4

注2： 除害施設に関する届出の根拠規定

- 新設、増改築 … 東京都下水道条例第4条第2項
(新設には既設の施設についての事後届出も含む)

(2) 業種別届出事業場数

(平成25年度末)

業種番号	業種	事業場数	内 訳	
			特定事業場	特定事業場以外の事業場
1	食料品製造業	306	298	8
2	繊維工業	65	65	0
3	木材・木製品製造業	6	5	1
4	パルプ・紙・紙加工品製造業	6	4	2
5	製版業	484	478	6
6	出版・印刷・同関連産業	391	385	6
7	化学工業	80	63	17
8	なめしかわ・同製品・毛皮製造業	58	54	4
9	窯業・土石製品製造業	212	208	4
10	鉄鋼業	12	12	0
11	非鉄金属製造業	25	25	0
12	めっき業	397	397	0
13	金属製品製造業	434	420	14
14	機械器具製造業	101	97	4
15	その他製造業	58	47	11
16	料理品小売業・飲食店・旅館業	459	442	17
17	洗濯業	2,288	2,285	3
18	写真現像業	311	310	1
19	学校・試験研究・検査業	454	442	12
20	病院	152	80	72
21	その他の業種	1,311	1,088	223
	計	7,610	7,205	405

事業場数

特定事業場

特定事業場以外の事業場

… 下水道局へ届け出ている事業場数

… 水質汚濁防止法に規定する特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設を設置している事業場

… 特定施設は設置していないが、下水排除基準に適合しないおそれがある事業場

(3) 重点及び一般指導事業場数

(平成25年度末)

下水道事務所	重点指導事業場数	一般指導事業場数	内 訳			
			計	除害施設設置済	水質改善措置済	その他
東部第一	158	247	405	291	99	15
東部第二	245	275	520	403	109	8
西部第一	210	758	968	701	256	11
南 部	201	330	531	379	140	12
計	814	1,610	2,424	1,774	604	46

重点指導事業場 … 下水道局に届け出ている事業場のうち、有害物質の使用や酸性排水等、特に下水道に与える影響が大きいと考えられるため、重点的に継続的な監視が必要な事業場

一般指導事業場 … 下水道局に届け出ている事業場のうち、重点指導事業場を除き、継続的な監視が必要な事業場

除害施設設置済事業場 … 排水を下水排除基準に適合させるための排水処理施設を設置している事業場(一部設置を含む)

水質改善措置済事業場 … 除害施設の設置以外の方法(製造方法や工程の変更、原材料や使用薬剤の変更、廃液の循環使用や全量回収等)により、水質の改善を行っている事業場

その他事業場 … 設置指導中の事業場又は除害施設や水質改善等の指導を特に要しない事業場